

相模原市指導監査基準

養護老人ホーム編

(サテライト型養護老人ホーム、盲養護老人ホーム等以外)

令和6年度版

法令一覧

関係法令名等	略称
相模原市老人福祉法等に基づく施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成31年相模原市条例第12号）	老人福祉施設基準条例
相模原市老人福祉法等に基づく施設の設備及び運営に関する基準を定める条例について（令和元年10月1日通知）	老人福祉施設基準条例解釈通知
養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）	養護老人ホーム基準省令
養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月30日老発第307号）	基準解釈
相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号）	暴力団排除条例
社会福祉法人の経営する社会福祉施設の長について（昭和47年5月17日社庶第83号）	施設長資格要件通知
社会福祉施設の長の資格要件について（昭和53年2月20日社庶第13号）	
社会福祉施設の長の資格要件について（昭和53年2月20日社庶第14号）	
社会福祉法（昭和26年法律第45号）	なし
老人福祉法（昭和38年法律第133号）	なし
介護保険法（平成9年法律第123号）	なし
建築基準法（昭和25年法律第201号）	なし
医療法（昭和23年法律第205号）	なし
消防法（昭和23年法律第186号）	なし
消防法施行令（昭和36年政令第37号）	なし
消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）	なし
消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年5月31日消防庁告示第9号）	消防庁告示第9号

社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全の確保について（平成28年9月1日雇児総発0901第3号・社援基発0901第1号・障障発0901第1号・老高発0901第1号）	非常災害対策及び入所者等の安全確保通知
社会福祉施設における火災防止対策の強化について（昭和48年4月13日社施第59号）	火災防止対策強化通知
社会福祉施設における防災対策の強化について（昭和58年12月17日 社施第121号）	防災対策強化通知
社会福祉施設における火災予防対策について（昭和61年8月29日 社施第91号）	火災予防対策通知
社会福祉施設における防火安全対策の強化について（昭和62年9月18日社施第107号）	防火安全対策強化通知
社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（平成28年9月15日 雇児総発0915第1号 社援基発0915第1号 障障発0915第1号 老高発0915第1号）	なし
社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について（平成15年7月25日社援基発第0725001号）	レジオネラ症防止対策徹底通知
「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」の改正について（平成27年3月31日健衛発0331第7号）	レジオネラ症防止対策マニュアル改正通知
水道法（昭和32年法律第177号）	なし
相模原市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成11年 相模原市条例42号）	小規模水道及び小規模受水槽水道条例
社会福祉施設における飲用井戸及び受水槽の衛生確保について（平成8年7月19日社援施第116号）	飲用井戸及び受水槽衛生確保通知
社会福祉施設における衛生管理について（平成9年3月31日社援施第65号） 別添：大量調理施設衛生管理マニュアル	衛生管理通知及び大量調理施設衛生管理マニュアル
社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について（平成12年6月7日障第452号、社援第1352号、老発514号 児発第575号）	苦情解決指針通知
介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について（平成11年11月12日老企第29号）	なし
「身体拘束ゼロ作戦」の推進について（平成13年4月6日老発第155号）	なし
保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日社施第38号）	なし
高齢者介護施設における感染対策マニュアル（平成25年3月）	なし
厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年3月31日厚生労働省告示第268号）	感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）	高齢者虐待防止法
刑法（明治40年法律第45号）	なし
社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について（平成29年4月27日 雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号）別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」	指導監査要綱
「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について（平成26年4月1日雇児発0401第12号 社援発0401第33号 老発0401第11号）	第三者評価事業指針通知
生活保護法による保護施設に対する指導監査について（平成12年10月25日社援第2395号）	なし
障害者支援施設等に係る指導監査について（平成19年4月26日障発第0426003号）	なし
老人福祉施設に係る指導監査について（平成12年5月12日老発第481号）	なし
児童福祉行政指導監査の実施について（平成12年4月25日児発第471号）	児童福祉行政指導監査の実施通知
措置費（運営費）支弁対象施設における社会福祉法人会計基準の適用について（平成12年2月17日社援施第9号）	9号通知
社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について（平成16年3月12日雇児福発第0312002号・社援基発第0312002号・障障発第0312002号・老計発第0312002号）（課長通知）	弾力運用課長通知
社会福祉法人会計基準（平成28年厚生労働省令第79号）	会計基準
社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて（平成28年3月31日 雇児発0331第15号 社援発0331第39号 老発0331第45号）（局長通知）	運用上の取扱い
社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について（平成28年3月31日 雇児総発0331第7号 社援基発0331第2号 障障発0331第2号 老総発0331第4号）（課長通知）	運用上の留意事項
社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について（平成16年3月12日雇児発第0312001号・社援発第0312001号・老発第0312001号）（局長通知）	弾力運用局長通知
社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について（平成29年4月27日 雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号）別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」	指導監査ガイドライン
社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて（平成29年3月29日雇児総発0329第1号社援基発0329第1号障企発0329第1号老高発0329第3号）	入札契約等取扱通知

社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について（平成13年7月23日雇発第488号・社援発第1275号・老発第274号）	指導監督徹底通知
社会福祉法人の認可について（局長通知）（平成12年12月1日 障890号 社援第2618号 老発794号 児発第908号）別紙2「定款例」	定款例
社会福祉法人の認可について（局長通知）（平成12年12月1日 障890号 社援第2618号 老発794号 児発第908号）別紙1「社会福祉法人審査基準」	審査基準
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）	育児・介護休業法
高齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針（平成24年11月9日厚生労働省告示第560号）	なし
高齢者の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）	高齢者等の雇用安定法
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年 法律第113号）	男女雇用機会均等法
事業主が講ずべき短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針（平成19年10月1日厚生労働省告示第326号）	パートタイム・有期雇用労働指針
社会福祉施設における宿直勤務の取扱いについて（昭和49年8月20日社施第160号）	なし
心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平成27年4月15日 心理的な負担の程度を把握するための検査等指針公示第1号第1号）	ストレスチェック指針
短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年 法律第76号）	パートタイム・有期雇用労働法
短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成5年 労働省令第34号）	パートタイム・有期雇用労働法施行規則
短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行について（平成31年1月30日基発0330第1号、職発0130第6号、雇均発0130第1号、開発0130第1号）	パートタイム・有期雇用労働法施行通知
労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）	なし
労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）	なし
労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）	なし
労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令等の施行について（平成27年5月1日 基発0501第3号）	ストレスチェック制度施行通知
労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）	なし

労働基準法（昭和22年法律第49号）	なし
労働契約法（平成19年 法律第128号）	なし
労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン（平成29年1月20日 基発0120第3号）	なし
事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）	指針
健康保険法（大正11年 法律第70条）	なし
厚生年金保険法（昭和29年 法律第115号）	なし
労働者災害補償保険法（昭和22年 法律第50号）	なし
雇用保険法（昭和49年 法律116号）	なし
介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（平成28年9月9日 老発0909第1号）	なし

- ・ B ⇒相模原市指導監査基準を満たしていないが比較的軽微であるもの
- ・ C ⇒相模原市指導監査基準を満たしていないものでB以外のもの

指導監査基準の「関係法令等」における表記について老人福祉施設基準条例の第3条の規定により養護老人ホーム基準省令の例によるとされているものについては「基準の該当する条項」を記載しています。

相模原市指導監査基準
養護老人ホーム編
(サテライト型養護老人ホーム、盲養護老人ホーム等以外)

～ 施 設 管 理 ～

令和6年度版

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
	3 生活相談員を必要数配置していること。	<p>生活相談員の数は常勤換算方法で、入所者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上とすること。</p> <p>また、指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームに置くべき生活相談員の数については、上記の数から常勤換算方法で1を減じた数とすることができる。</p> <p>【常勤換算方法】 当該養護老人ホームの職員の勤務延時間数を当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)で除することにより、当該養護老人ホームの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいうものである。ただし、母性健康管理措置又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、一として取り扱うことを可能とする。(以降の監査事項において同様とする。)</p> <p>【勤務延時間数】 勤務表上、当該養護老人ホームの職務に従事する時間として明確に位置づけられている時間の合計数とする。なお、職員一人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき勤務時間数を上限とする。(以降の監査事項において同様とする。)</p> <p>【入所者及び一般入所者の数】 入所者の数については、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。</p> <p>【前年度の平均値・推定数】 1 「前年度の平均値」は、当該年度の前年度(毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。)の入所者延数を当該前年度の日数で除して得た数とする。 この算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。</p> <p>2 新設(事業の再開の場合を含む。以下同じ。)又は増床分のベッドに関して、前年度において1年未満の実績しかない場合(前年度の実績が全くない場合を含む。)の入所者数は、新設又は増床の時点から6月未満の間は、便宜上、ベッド数の90%を入所者数とし、新設又は増床の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における入所者延数を6月間の日数で除して得た数とし、新設又は増床の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における入所者延数を1年間の日数で除して得た数とする。</p> <p>3 減床の場合には、減床後の実績が3月以上あるときは、減床後の入所者延数を延日数で除して得た数とする。</p>	○養護老人ホーム基準省令第12条第1項第3号イ、第3項、第4項、第8項 ○基準解釈第3-1 ○指定居宅サービス条例第217条第1項 ○指定地域密着型サービス条例第130条第1項 ○指定予防サービス条例第203条第1項	・生活相談員が不足している。	C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
	4 主任生活相談員を必要数配置し、そのうち1人以上は専従かつ常勤であること。	生活相談員のうち入所者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上を主任生活相談員とすること。 主任生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事する常勤の者であること。ただし、指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであって、入所者の処遇に支障がない場合には、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができる。	○養護老人ホーム基準省令第12条第1項第3号ロ、第7項 ○基準解釈第3-1	・主任生活相談員が不足している。 ・専従かつ常勤の主任生活相談員がいない。	C C
	5 支援員を必要数配置し、そのうち1人は常勤の主任支援員であること。	支援員が常勤換算方法で一般入所者（入所者であって、指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受けていないものをいう。以下同じ。）の数が15又はその端数を増すごとに1以上いること。 支援員のうち1人は常勤の主任支援員であること。	○養護老人ホーム基準省令第12条第1項第4号、第9項 ○基準解釈第3-1	・支援員が不足している。 ・常勤の主任支援員がいない。	C C
	6 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）を必要数配置し、そのうち1人以上は常勤であること。	看護職員が常勤換算方法で、入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上いること。 看護職員のうち1人以上は常勤であること。	○養護老人ホーム基準省令第12条第1項第5号、第10項 ○基準解釈第3-1	・看護職員が不足している。 ・常勤の看護職員がいない。	C C
	7 栄養士を必要数配置していること。	栄養士が1人以上いること。 ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員50人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあっては栄養士を置かないことができる。	○養護老人ホーム基準省令第12条第1項但書、第6号 ○基準解釈第3-1	・栄養士がいない。	C
	8 調理員、事務員その他の職員を当該養護老人ホームの実情に応じた適当数配置していること。	調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあっては、調理員を置かないことができる。	○養護老人ホーム基準省令第12条第1項但書、第7号 ○基準解釈第3-1	・調理員、事務員その他の職員が実情に応じた数いない。	C
	9 夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く）を行わせていること。		○養護老人ホーム基準省令第12条第11項 ○防火安全対策強化通知 ○社会福祉施設における宿直勤務の取扱いについて	・夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く）を行わせていない。	C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(2) 資格要件	10 施設長は資格要件を満たしていること。	施設長は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。 また、暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。 【これらと同等以上の能力を有すると認められる者】 社会福祉法人全国社会福祉協議会が実施する「社会福祉施設長資格認定講習課程」を修了した者及び社会福祉施設等に勤務し又は勤務したことのある者等であって、その者の実績等から一般的に、養護老人ホームを適切に管理運営する能力を有すると認められる者をいう。	○養護老人ホーム基準省令第5条第1項 ○基準解釈第1-4 ○暴力団排除条例第2条第4号 ○社会福祉法第19条第1項 ○施設長資格要件通知	・施設長が資格要件を満たしていない。	C
	11 生活相談員は資格要件を満たしていること。	生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。 【これらと同等以上の能力を有すると認められる者】 社会福祉施設等に勤務し又は勤務したことのある者等であって、その者の実績等から一般的に、入所者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者をいう。	○養護老人ホーム基準省令第5条第2項 ○基準解釈第1-4 ○社会福祉法第19条第1項	・生活相談員が資格要件を満たしていない。	C
(3) 職員の専従	12 養護老人ホームの職員は、専ら当該養護老人ホームの職務に従事すること。	職員は、専ら当該養護老人ホームの職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。入所者の処遇に万全を期するために、職員は当該施設の職務に専念すべきこととしたものであり、職員の他の職業との兼業を禁止する趣旨のものではなく、また、当該養護老人ホームを運営する法人内の他の職務であっても、同時並行的に行われるものではない職務であれば、各々の職務に従事すべき時間帯が明確に区分された上で兼務することは差し支えないこと。したがって、職員の採用及び事務分掌を決定するに当たっては、この点に留意すること。なお、上記については、直接入所者の処遇に当たる生活相談員、支援員及び看護師、准看護師については適用すべきではなく、また、その他の職員についても同一敷地内に設置されている他の社会福祉施設に兼ねて勤務する場合等であって、兼務によっても入所者の処遇に支障をきたさない場合に限り適用すること。	○養護老人ホーム基準省令第6条 ○基準解釈第1-5	・職員が、当該養護老人ホームの職務に専ら従事していない。	B

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(4) 勤務体制の確保	13 入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めていること。また、職員の勤務体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視した処遇を行うことができるよう配慮していること。	勤務体制の確保については、次の点に留意していること。 1 養護老人ホームごとに、原則として月ごとに勤務表を作成し、職員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、生活相談員及び支援員等の配置、施設長との兼務関係等を明確にしていること。 2 職員の勤務体制を定めるに当たっては、条例第16条第1項の処遇の方針を踏まえ、可能な限り継続性を重視し、個別ケアの視点に立った処遇を行わなければならないこと。	○養護老人ホーム基準省令第16条第1項、第23条第1項、第2項 ○基準解釈第5-9	・勤務体制を定めていない。(軽微な場合B)	B・C
2 施設及び設備の基準 (1) 規模	14 適正な規模を有していること。	20人以上(特別養護老人ホームに併設する場合にあっては、10人以上)の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。	○養護老人ホーム基準省令第10条 ○基準解釈第2-1	・規模が不足している。	C
(2) 構造設備の一般原則等	15 配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮していること。		○養護老人ホーム基準省令第3条 ○基準解釈第1-2	・入所者の保健衛生及び防災について十分考慮していない。(軽微な場合B)	B・C
	16 設備は、専ら当該養護老人ホームの用に供していること。	設備は、専ら当該養護老人ホームの用に供するものでなければならない。 ただし、同一敷地内に他の社会福祉施設が設置されている場合等であって、当該養護老人ホームの効果的な運営と入所者に対する適切な処遇が確保される場合には、入所者が日常継続的に使用する設備以外の調理室等の設備の一部については、この限りではない。	○養護老人ホーム基準省令第4条 ○基準解釈第1-3	・設備等が専用でない。	C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(3)設備の基準	17 建物は、基準に適合していること。	<p>1 建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物(建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての養護老人ホームの建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p> <p>(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。</p> <p>(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。</p>	<p>○養護老人ホーム基準省令第11条第1項、第2項</p> <p>○基準解釈第2-2</p> <p>○建築基準法</p> <p>・第2条第9号の2</p> <p>・第9号の3</p>	<p>・建物が基準に適合していない。</p>	C

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
	18 必要な設備を備えていること。	<p>次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、同一敷地内に他の社会福祉施設が設置されている場合等であって、当該施設の設備を利用することにより養護老人ホームの効果的な運営が図られ、かつ、入所者の処遇に支障がない場合には、入所者が日常継続的に使用する設備以外の調理室等の設備について、その一部を設けないことができる。</p> <p>なお、養護老人ホームが利用する他の施設の当該設備については、基準に適合するものでなければならないこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 居室 2 静養室 3 食堂 4 集会室 5 浴室 6 洗面所 7 便所 8 医務室 9 調理室 10 宿直室 11 職員室 12 面談室 13 洗濯室又は洗濯場 14 汚物処理室(他の設備と区別された一定のスペースを有すれば足りるものである。) 15 霊安室 16 事務室その他の運営上必要な設備 	<p>○養護老人ホーム基準省令第11条第3項</p> <p>○基準解釈第2-2</p>	<p>・必要な設備を備えていない。</p>	C
	19 居室は基準を満たしていること。	<p>居室は次の基準を満たしていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地階に設けてはならないこと。 2 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。 3 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。 4 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。 	<p>○養護老人ホーム基準省令第11条第4項第1号</p> <p>○基準解釈第2-2</p>	<p>・居室が基準を満たしていない。</p>	C
	20 静養室は基準を満たしていること。	<p>静養室は、次の基準を満たしていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 医務室又は職員室に近接して設けること。 2 原則として1階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。 3 居室の設備基準1、3、4に定めるところによること。 	<p>○養護老人ホーム基準省令第11条第4項第2号</p> <p>○基準解釈第2-2</p>	<p>・静養室が基準を満たしていない。</p>	C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(4) 変更届	21 洗面所は基準を満たしていること。	洗面所は、居室のある階ごとに設けること。	○養護老人ホーム基準省令第11条第4項第3号	・洗面所が基準を満たしていない。	C
	22 便所は基準を満たしていること。	便所は、居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。	○養護老人ホーム基準省令第11条第4項第4号	・便所が基準を満たしていない。	C
	23 医務室は基準を満たしていること。	医務室は、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。 また、入所施設を有しない診療所として医療法第7条第1項に基づく市長の許可を得ていること。	○養護老人ホーム基準省令第11条第4項第5号 ○基準解釈第2-2 ○医療法第7条第1項	・医務室が基準を満たしていない。 ・診療所として許可を得ていない。	C B
	24 調理室は基準を満たしていること。	調理室は、火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。 また、食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けること。	○養護老人ホーム基準省令第11条第4項第6号 ○基準解釈第2-2	・調理室が基準を満たしていない。	C
	25 職員室は基準を満たしていること。	職員室は、居室のある階ごとに居室に近接して設けること。	○養護老人ホーム基準省令第11条第4項第7号	・職員室が基準を満たしていない。	C
	26 廊下等の設備は基準を満たしていること。	廊下等の設備は、次の基準を満たしていること。 1 廊下の幅は、1.35メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。 2 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。 3 階段の傾斜は、緩やかにすること。	○養護老人ホーム基準省令第11条第5項	・廊下等の設備が基準を満たしていない。	C
	27 施設の設定等を変更しようとするときは、相模原市長にあらかじめ届け出ていること。	厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめその旨を相模原市長に届け出ていること。	○老人福祉法第15条の2第2項	・設備の変更を届け出ている。	B

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
3 運営に関する基準 (1) 運営規程等	28 運営規程を整備していること。	次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めていること。 1 施設の目的及び運営の方針 2 職員の職種、数及び職務の内容 3 入所定員 4 入所者の処遇の内容 5 施設の利用に当たっての留意事項 6 非常災害対策 7 虐待の防止のための措置に関する事項 8 その他施設の運営に関する重要事項	○養護老人ホーム基準省令第7条 ○基準解釈第1-6	・運営規程を整備していない。 ・運営規程に一部不備がある。	C B
	29 運営に関する記録を整備していること。	次に掲げる、諸記録を整備していること。 1 事業日誌 2 沿革に関する記録 3 職員の勤務状況、給与等に関する記録 4 定款及び施設運営に必要な諸規程 5 重要な会議に関する記録 6 月間及び年間の事業計画及び事業実施状況表 7 関係官署に対する報告書等の文書綴る記録 8 入所者に対し、適切な処遇を行うための職員の勤務体制に関する記録 9 その他、市長が必要と認める記録 (1)措置費の請求、受領等に係る書類 (2)従業者の勤務の実績に関する記録 (3)その他市長が特に認める記録 上記諸記録のうち、措置費の請求に係る8及び9の記録は、当該措置費の受領の日から5年間保存し、それ以外の記録は、その完結の日から2年間保存していること。 なお、文書の保存期間については、他法令等の規定により保存期間が定められている場合は、その保存期間又は条例に定める保存期間のいずれか長い期間とすること。	○養護老人ホーム基準省令第9条 ○基準解釈第1-8 ○老人福祉法施設基準条例第7条 ○老人福祉施設基準条例解釈通知第1-2	・記録を整備していない。 ・記録の整備に一部不備がある。 ・記録を必要年数保存していない。	C B B
(2) 施設長の責務	30 施設長は、責務を果たしていること。	1 施設長は、養護老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。 2 施設長は、職員に基準省令第7条から第9条まで、第14条から第20条まで及び第22条から第30条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。	○養護老人ホーム基準省令第21条 ○基準解釈第5-8	・施設長の責務を果たしていない。	C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(3) 生活相談員等の責務	31 生活相談員及び主任生活相談員は、責務を果たしていること。	<p>生活相談員は、処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 入所者の居宅サービス等の利用に際し、介護保険法第8条第24項に規定する居宅サービス計画又は同法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業又は同法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。 2 基準第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録を行うこと。 3 基準第29条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録を行うこと。 <p>また、主任生活相談員は、生活相談員が行う必要のある業務のほか、養護老人ホームへの入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行うものとする。</p> <p>なお、生活相談員が置かれていない指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームにあっては、主任支援員が上記の生活相談員及び主任生活相談員の業務を行うものとする。</p>	○養護老人ホーム基準省令第22条	・生活相談員又は主任生活相談員の責務を果たしていない。	C
(4) 定員の遵守	32 居室の定員を遵守していること。	<p>1の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者への処遇上必要と認められる場合には、2人とすることができる。</p>	○養護老人ホーム基準省令第13条	・定員を遵守していない。	C
(5) 防犯対策	33 防犯対策を適切に講じていること。	<p>外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図っていること。必要な対応ができる体制等について、次の点を考慮していること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 日常の対応 <ol style="list-style-type: none"> (1) 所内体制と職員の共通理解 (2) 不審者情報に係る地域や関係機関等との連携 (3) 施設等と利用者の家族の取組み (4) 地域との協同による防犯意識の醸成 (5) 施設設備面における防犯に係る安全確保 (6) 施設開放又は施設外活動における安全確保・通所施設における利用者の来所及び帰宅時における安全確保 2 緊急時の対応 <ol style="list-style-type: none"> (1) 不審者情報がある場合の連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制 (2) 不審者が立ち入った場合の連絡・通報体制や職員の協力体制、入所者等への避難誘導等 	○社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について	・防犯対策を適切に講じていない。	B

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(6) 非常災害対策	<p>※ 指導監査実施年度又は前年度において、所轄の消防署による立入検査が実施され要改善の指摘がない場合又は指摘事項の改善が完了している場合は、次の監査事項については、指導監査の対象としない。</p> <p>[対象監査事項] 施設管理の 3-(6)-(ア) 監査事項34 3-(6)-(イ) 監査事項35</p>				
(ア) 非常災害用設備等	34 非常災害に必要な設備を設けていること。 また、当該設備の点検を適切に行っていること。	消火設備その他の非常災害に際しての必要な設備を設けていること。 また、消防設備等の法定点検を実施していること。なお、年に2回点検し、そのうち1回は結果を消防長又は消防署長に報告していること。	<ul style="list-style-type: none"> ○養護老人ホーム基準省令第8条第1項 ○基準解釈第1-7 ○消防法 ・第17条第1項 ・第17条の3の3 ○消防法施行規則第31条の6 ・第1項 ・第3項 ○消防庁告示第9号 ○防火安全対策強化通知 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害に必要な設備を設けていない。 ・法定点検を実施していない。 ・法定点検結果を報告していない。 	C B B
(イ) 非常災害に対する計画	35 非常災害に対する具体的な計画を立てていること。	消防計画(これに準ずる計画を含む)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を立てていること。 なお、消防法第8条に基づき消防長又は消防署長に届け出た防火管理者が、消防計画を作成し、当該計画を消防長又は消防署長に届け出ていること。防火管理者及び消防計画に変更が生じたときは、遅滞なく届け出ていること。 また、非常災害時の避難方法や、職員間の連絡体制を含めた緊急時の対応体制を適切に構築するための具体的な計画の策定又は点検など、必要な措置を講じ非常災害時に備えていること。	<ul style="list-style-type: none"> ○養護老人ホーム基準省令第8条第1項 ○基準解釈第1-7 ○消防法第8条 ○消防法施行規則第3条第1項 ○非常災害対策及び入所者等の安全確保通知 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防計画の作成、届出をしていない。 ・防火管理者を届け出していない。 ・変更を届け出していない。 ・非常災害対策が不十分。 	C C B B
(ウ) 避難及び消火に対する訓練	36 避難及び消火の訓練を適切に実施していること。	非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。 避難及び消火の訓練は、少なくとも年2回実施し、うち1回は夜間訓練(想定訓練でも可)を実施していること。 訓練を実施するに当たっては、所轄消防署の指導に従い、「消火訓練・避難訓練通報書」等の提出を行っていること。 また、訓練の実施内容、結果の記録を活用し、非常災害対策の強化に努めていること。 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていること。	<ul style="list-style-type: none"> ○養護老人ホーム基準省令第8条 ○基準解釈第1-7 ○消防法施行令第3条の2第2項 ○消防法施行規則第3条 ・第10項 ・第11項 ○火災防止対策強化通知 ○防災対策強化通知 ○火災予防対策通知 ○防火安全対策強化通知 	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練を実施していない。 ・避難及び消火訓練の実施が不十分。 ・「消火訓練・避難訓練通報書」等の提出を行っていない。 ・地域住民の参加が得られるよう連携に努めていない。 	C B B B

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(エ)連携体制の整備	37 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知していること。	火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りをしていること。	○養護老人ホーム基準省令第8条第1項 ○基準解釈第1-7	・通報、連携体制を整備していない。 ・通報、連携体制を定期的に職員に周知していない。	C C
(オ)業務継続計画の策定等	38 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていること。	1 業務継続計画を策定していること。 2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行っていること。 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていること。 (1)感染症に係る業務継続計画の場合 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)、初動対応、感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等) (2)災害に係る業務継続計画の場合 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気、水道等のライフラインが停止した場合の対策、必需品の備蓄等)、緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)、他施設及び地域との連携 ※感染症に係る業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止のための指針、災害に係る業務継続計画並びに非常災害に関する具体的計画については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない。	○養護老人ホーム基準省令第23条の2 ○基準解釈第5-11	・業務継続計画を策定していない。 ・職員に対し業務継続計画の周知をしていない。 ・必要な研修及び訓練を定期的に行っていない。 ・定期的な業務継続計画の見直しを行っていない。	C C C C C
(7)循環式浴槽のレジオネラ症防止対策	39 循環式浴槽を利用している場合は、レジオネラ症防止対策として適正に水質検査を実施し、結果を記録し3年以上保存していること。 検査結果により必要な場合は、適切な措置を講じていること。	水質検査を次のとおり実施していること。 1 ろ過器を使用していない浴槽水及び毎日完全に換水している浴槽水⇒1年に1回以上 2 連日使用している浴槽水⇒1年に2回以上(ただし、塩素消毒でない場合は、1年に4回以上)	○レジオネラ症防止対策徹底通知 ○レジオネラ症防止対策マニュアル改正通知	・水質検査を適正に実施していない。 ・検査結果の記録が確認できない。 ・必要な措置を講じていない。	C B C
(8)衛生管理等	※ 指導監査実施年度又は前年度において、保健所による監視等が実施され要改善の指摘がない場合又は指摘事項の改善が完了している場合は、次の監査事項については指導監査の対象としない。 [対象監査事項] 施設管理の 3-(8)-(ア) 監査事項40 3-(8)-(イ) 監査事項41				

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(ア)衛生管理	40 入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行っていること。	必要最低限の衛生管理等ほか、次の点に留意していること。 1 水道法の適用されない小規模の水道についても、公営水道、専用水道等の場合と同様、水質検査、塩素消毒法等衛生上必要な措置を講ずること。 2 常に施設内外を清潔に保つとともに、毎年1回以上大掃除を行うこと。 3 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。 4 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、厚生労働省通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講ずること。 5 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。	○養護老人ホーム基準省令第24条第1項 ○基準解釈第5-12 ○水道法	・衛生的な管理に努めておらず、又は衛生上必要な措置を講じていない。(軽微な場合B)	B・C
(イ)受水槽の管理	41 受水槽の衛生管理を適切に行っていること。	受水槽の設置者又は管理者は、専門業者による年1回程度の定期清掃及び残留塩素の有無の検査を行っていること。	○小規模水道及び小規模受水槽水道条例 ○飲用井戸及び受水槽衛生確保通知	・受水槽の衛生管理(清掃等)を適切に行っていない。	C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(9) 協力医療機関等	<p>42 入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めていること。また、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めていること。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">※協力医療機関との連携に係る義務付けの適用に当たっては、令和9年3月31日までは努力義務(経過措置期間)。</p> <p>※1、2、4のいずれの判定も、経過措置期間については、Bとする。</p>	<p>1 養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。</p> <p>(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</p> <p>(2) 当該養護老人ホームからの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</p> <p>(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</p>	<p>○養護老人ホーム基準省令第25条</p> <p>○基準解釈第5-13</p>	<p>・要件を満たす協力医療機関を定めていない。</p> <p>・協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の確認をしていない。</p>	C
		<p>2 養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、相模原市長に届け出なければならない。</p>		<p>・市に協力医療機関の届け出をしていない。</p>	C
		<p>3 養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(以下において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</p>		<p>・第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めていない。</p>	B
		<p>4 養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</p>		<p>・協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合に、新興感染症の発生時等の対応について、協議していない。</p>	C
		<p>5 養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるよう(※)に努めなければならない。</p> <p>※常にベッドを確保しておくということではなく、できる限り円滑に再入所できるように努めなければならない。</p>		<p>・入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院後、病状が軽快し、退院が可能となった場合に再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めていない。</p>	B
		<p>6 養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</p>		<p>・協力歯科医療機関を定めるよう努めていない。</p>	B

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(10) 秘密保持等	43 個人情報の取扱いについて、漏えい、滅失又はき損の防止その他安全管理のために必要な措置を講じていること。	職員及び職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていること。 また、個人情報の取扱いについて委託を行う場合は、委託先においても安全管理が図られるよう必要な措置を講じていること。	○養護老人ホーム基準省令第26条 ○基準解釈第5-14 ○個人情報の保護に関する法律第20条、第21条、第22条、第25条	・必要な措置を講じてない。 ・措置が不十分である。	C B
(11) 苦情への対応	44 苦情解決体制を整備し、苦情を受け付けた場合は、内容を記録していること。 また、苦情について行った処遇に関し、市から指導を受けた場合は、それに従い必要な改善を行い、市からの求めに応じ、改善の内容を市に報告すること。	入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていること。 1 苦情解決の責任主体を明確にするため、施設長、理事等を苦情解決責任者としていること。 2 利用者が苦情の申出をしやすい環境を整えるため、職員の中から苦情受付担当者を任命すること。 3 苦情解決に社会性や客観性を確保し、適切な対応を推進するため、第三者委員を設置していること(第三者委員は複数選任することが望ましい)。 4 施設内への掲示、ウェブサイトへの掲載及びパンフレットの配布等により利用者に苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名・連絡先や、苦情解決の仕組みについて周知していること。 5 苦情の受付から解決・改善までの経過と結果を書面に記録していること。 6 苦情解決結果を一定期間ごとに第三者委員に報告していること。 7 個人情報に関するものを除き、インターネットを活用した方法のほか、「事業報告書」や「広報誌」等実績を掲載し、苦情解決の結果を公表していること。 8 苦情について行った処遇に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、それに従い必要な改善を行い、市からの求めに応じ、改善の内容を市に報告すること。	○社会福祉法第82条 ○養護老人ホーム基準省令第27条 ○基準解釈第5-15 ○苦情解決指針通知	・苦情受付の窓口を設置していない。 ・適切な措置を講じていない。 (軽微な場合B)	C B・C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
4 暴力団排除	45 施設は、その運営について、暴力団等から支配的な影響を受けていないこと。 また、施設長は、暴力団員等でないこと。	施設は、その運営について、次に掲げるものから支配的な影響を受けていないこと。また、施設長は、2と4に該当する者でないこと。 1 暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団 2 暴力団員等 3 暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等 4 暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの	○老人福祉法施設基準条例第5条 ○老人福祉施設基準条例解釈通知第1-1 ○暴力団排除条例第2条 ・第2号 ・第4号 ・第5号 ・第7条	・暴力団等から支配的な影響を受けている。 ・施設長等が暴力団員等である。	C C
5 その他	46 その他、施設管理に関することで不適切な事項がないこと			・不適切な事項がある。 (軽微な場合B)	B・C

相模原市指導監査基準
社会福祉施設共通
～ 職 員 処 遇 ～

令和6年度版

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
1 就業規則 (1)就業規則の整備	<p>1 作成、変更した就業規則(給与規程、育児休業・介護休業規則等を含む。以下同じ。)は、労働基準監督署に届け出ていること。</p> <p>2 就業規則に必ず記載しなければならない事項を記載していること。</p> <p>3 作成、変更した就業規則を労働者に周知していること。</p>	<p>常時10人以上の労働者を使用する使用者は就業規則を作成し、労働組合又は労働者を代表する者の意見書を添えて、労働基準監督署に届け出ていること。変更届についても同様であること。</p> <p>1 必ず記載しなければならない事項 (1)始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を2組以上に分けて交替に就業させる場合は就業時転換に関する事項 (2)賃金(臨時の賃金等を除く。)の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項、育児・介護に係る所定外労働の免除 (3)退職に関する事項(解雇の事由及び65歳までの雇用確保措置を含む。)</p> <p>2 定める場合は必ず記載しなければならない事項 (1)退職手当が適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項 (2)臨時の賃金等(退職手当を除く。)及び最低賃金額に関する事項 (3)労働者に食費、作業用品その他の負担をさせることに関する事項 (4)安全及び衛生に関する事項 (5)職業訓練に関する事項 (6)災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項 (7)表彰及び制裁の種類及び程度に関する事項 (8)その他、事業場の労働者すべてに適用される事項</p> <p>就業規則を常時、各作業場の見やすい場所へ掲示し又は備え付けること、書面を交付すること等によって、労働者に周知していること。</p>	<p>労働基準法第89条、第90条</p> <p>労働基準法第89条 高年齢者雇用安定法第8条、第9条 高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針</p> <p>労働基準法第106条 労働基準法施行規則第52条の2</p>	<p>・就業規則を労働基準監督署に届け出していない。 ・変更届を労働基準監督署に届け出していない。</p> <p>・就業規則の内容に不備がある。</p> <p>・労働者への周知が不十分である。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(2)労働時間	4 労働時間は、法令及び就業規則のとおり適切であること。 また、労働者の労働時間を適正に把握していること。	(1)就業規則に定める所定労働時間は、法定労働時間(休憩時間を除き1日8時間、週40時間)以内であること。 また、勤務実態は、就業規則のとおりであること。 (2)労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認して記録し、労働時間を適正に把握していること。	労働基準法第32条 労働安全衛生法第66条の8の3 労働安全衛生規則第52条の7の3 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン	・所定労働時間が法定労働時間を超えている。 ・就業規則と勤務実態が相違している。 ・労働時間の状況を適正に把握していない。	B B B
(3)休憩・休日等	5 労働者に対し、休憩時間及び休日等を法令及び就業規則に定めるとおり適切に与えていること。	(1)休憩時間…労働時間の途中に、労働時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間 (2)休日…毎週少なくとも1回(4週間を通じ4日以上)の休日を与えている場合は適用しない。 (3)年次有給休暇…適切な日数を与え、請求された場合は、適切に与えていること。なお、年10日以上付与される職員に対しては、付与した日数のうち年5日について時季を指定して取得させていること。	労働基準法第34条、第35条、第39条	・休憩時間及び休日等を適切に与えていない。	B

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(4) 育児・介護等を行う労働者に対する措置等	6 育児及び家族の介護等を行う労働者に対する措置を規定し、適切に実施していること。	次に掲げる措置について規定し、適切に実施していること。 (1)産前・産後休暇 (2)育児休業 (3)介護休業 (4)子の看護休暇(1時間単位の取得可) (5)介護休暇(1時間単位の取得可) (6)所定外労働、時間外労働及び深夜業の制限 (7)所定労働時間の短縮等の措置 (8)育児休業の申出・取得を円滑にするための雇用環境の整備に関する措置 (9)妊娠・出産(本人又は配偶者)の申出をした労働者に対して事業主から個別の制度周知及び休業の取得意向の確認のための措置	労働基準法第65条、第66条、第89条 育児・介護休業法第6条、第12条、第16条の3、第16条の6、第16条の8、第16条の9、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条 パートタイム・有期雇用労働法施行通知第3-11-(4)ーリ、又	・規定の内容に不備がある。 ・措置を適切に実施していない。	B B
	7 妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いを行っていないこと。	育児休業・介護休業等を理由とする嫌がらせ等について、労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じ、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする解雇その他不利益取扱いを行っていないこと。	男女雇用機会均等法第9条、第11条 育児・介護休業法第10条、第25条等	・防止措置を講じていない。 ・不利益取扱いを行っている。	B B

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(5)ハラスメント防止のための措置	8 職場におけるパワーハラスメント・セクシャルハラスメント・妊娠、出産等に関するハラスメント（以下「ハラスメント」という。）の防止措置を講じていること。	<p>事業主は、職場において行われるハラスメントにより当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上次の必要な措置を講じていること。</p> <p>(1)事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発を行うこと。 イ 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、管理監督者を含む労働者に周知・啓発すること。 ロ 職場におけるハラスメントに係る言動を行った者については、厳正に対処する旨の方針及び対処の内容を就業規則その他の職場における服務規律等を定めた文書に規定し、管理監督者を含む労働者に周知・啓発すること。</p> <p>(2)相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備を行うこと。 イ 相談への対応のための窓口（以下「相談窓口」という。）をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 ロ イの相談窓口の担当者が、相談に対し、その内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること。</p> <p>(3)職場におけるハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応をすること。 イ 事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認すること。 ロ イにより、職場におけるハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、速やかに被害を受けた労働者に対する配慮のための措置を適正に行うこと。 ハ イにより、職場におけるハラスメントが生じた事実が確認できた場合においては、行為者に対する措置を適正に行うこと。 ニ 改めて職場におけるハラスメントに関する方針を周知・啓発する等再発防止に向けた措置を講ずること。</p>	労働施策総合推進法第30条の2 男女雇用機会均等法第11条、第11条の3 男女雇用機会均等法施行規則第2条の3 パワハラ指針 セクハラ指針 妊娠、出産等に関するハラスメント指針	・必要な措置を講じていない。	B

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
	<p>9 事業主は、労働者がハラスメントに関し相談を行ったこと又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしていないこと。</p>	<p>(4) (1)から(3)までの措置を講ずるに際して、次の措置を講じていること。 イ 職場におけるハラスメントに係る相談者・行為者等の情報は当該相談者・行為者等のプライバシーに属するものであることから、相談への対応又は当該ハラスメントに係る事後の対応に当たっては、相談者、行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講ずるとともに、その旨を労働者に対して周知すること。 ロ 労働施策総合推進法第30条の2第2項、第30条の5第2項及び第30条の6第2項の規定を踏まえ、労働者が職場におけるハラスメントに関し相談をしたこと若しくは事実関係の確認等の事業主の雇用管理上講ずべき措置に協力したこと、都道府県労働局に対して相談、紛争解決の援助の求め若しくは調停の申請を行ったこと又は調停の出頭の求めに応じたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること。</p>	<p>労働施策総合推進法第30条の2</p>	<p>・不利益な取扱いをしている。</p>	<p>B</p>
(6)宿直	<p>10 職員に宿直をさせる場合、労働基準監督署の許可を得ていること。</p>	<p>(1)宿直の専門職員に宿直をさせる場合(外部委託する場合を除く。) 労働基準監督署に「監視・断続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請書」を提出し、許可を受けていること。 (2)その他職員に通常勤務に加えて宿直をさせる場合 労働基準監督署に「断続的な宿直又は日直勤務許可申請書」を提出し、許可を受けていること。</p>	<p>労働基準法第41条第3号 労働基準法施行規則第23条 社会福祉施設における宿直勤務の取扱いについて</p>	<p>・労働基準監督署の許可を受けずに宿直を実施している。</p>	<p>B</p>

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(7)給与等 2 労働組合又は労働者を代表する者との協定(以下、労使協定という。)	11 給与等は、就業規則に定めるとおり適切に支給していること。	就業規則の内容と給与等の実態が一致していること。 (1)初任給が規程どおりであること。 (2)昇給及び昇格は規程どおりであること。 (3)諸手当は規程どおりであること。	労働基準法第15条、第24条、第37条、第89条	・規定どおり給与等を支給していない。	B
	12 時間外又は休日に労働をさせる場合は、労使協定を締結し、労働基準監督署に届け出ていること。		労働基準法第36条	・届出せずに時間外又は休日に労働をさせている。	B
	13 賃金から法令で定められているもの以外を控除する場合は、労使協定を締結していること。		労働基準法第24条	・賃金控除に係る労使協定を締結せずに控除している。	B
	14 変形労働時間制を行う場合は、労使協定等により必要事項を定め、必要な手続きを行っていること。	(1)1ヶ月単位の変形労働時間制 労使協定又は就業規則その他これに準ずるものにより対象労働者の範囲等の必要事項を定め、労使協定による場合は、協定書を労働基準監督署に届け出ていること。 (2)1年単位の変形労働時間制 労使協定により対象労働者の範囲等の必要事項を定め、協定書を労働基準監督署に届け出ていること。	労働基準法第32条の2、第32条の4	・変形労働時間制を行う場合に必要の手続きを行っていない。	B

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(3) 社会保険等への加入	18 職員を採用した場合は、社会保険等へ適正に加入すること。	<p>職員を採用した場合は、社会保険等へ適正に加入すること。</p> <p>【加入条件】</p> <p><社会保険> 2か月を超える雇用期間、所定の労働日数及び所定労働時間の3/4以上の者</p> <p>※以下のいずれの要件も満たす短時間労働者も対象</p> <p>(1) 週の所定労働時間が20時間以上</p> <p>(2) 月額賃金が88,000円以上(通勤手当や家族手当など除く)</p> <p>(3) 2か月を超える雇用の見込みがある</p> <p>(4) 学生(休学中や夜間学生を除く)ではない</p> <p>(5) 厚生年金保険の被保険者数が101人以上の特定適用事業所(令和6年10月からは51人以上)に勤めている</p> <p>※上記(5)に該当しない場合でも労使合意に基づく届出があれば対象。</p> <p><雇用保険> 週の所定労働時間が20時間以上、31日以上の継続雇用が見込まれる者</p> <p><労災保険> すべての労働者</p>	<p>健康保険法第3条・第46条</p> <p>厚生年金保険法第6条・第9条、第12条</p> <p>雇用保険法第5条・第6条</p> <p>労働者災害補償保険法第3条</p>	<p>・社会保険等へ適正に加入していない。</p>	B
(4) 書類の保存	19 労働関係に関する重要な書類を必要な期間保存していること。	<p>使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入、解雇、災害補償、賃金、その他労働関係に関する重要な書類を5年間(経過措置により当分の間は3年間)保存していること。</p> <p>また、有給休暇を与えたときは、時季、日数及び基準日を労働者ごとに明らかにした書類「年次有給休暇管理簿」を作成し、当該有給休暇を与えた期間中及び当該期間の満了後5年間保存しなければならない。</p>	<p>労働基準法第109条、附則第143条</p> <p>労働基準法施行規則第24条の7、第55条の2</p>	<p>・労働関係に関する重要な書類を必要な期間保存していない。</p> <p>・年次有給休暇管理簿の作成をしていない。</p>	B

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
4 衛生管理 (1)健康診断	20 労働者に対して、健康診断を適切に行っていること。	<p>事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、健康診断を行っていること。ただし、医師による健康診断を受けた後、3月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない。</p> <p>また、常時使用する労働者に対し、定期健康診断を1年以内ごとに1回実施していること。なお、労働安全衛生規則第13条第1項第3号の業務(深夜業務等)に常時従事する労働者(以下、特定業務従事者という。)に対しては、配置換えの際及び6月以内ごとに1回実施していること。</p> <p>※常時使用する短時間・有期雇用労働者に対しても、健康診断を適切に行っていること。健康診断を行うべき常時使用する短時間・有期雇用労働者とは、次の1及び2のいずれも満たす者をいう。</p> <p>1 無期雇用労働者(有期雇用労働者であって、契約期間が1年(特定業務従事者は6か月。以下同じ。)以上である者並びに契約更新により1年以上使用されることが予定されている者及び1年以上引き続き使用されている者を含む。)</p> <p>2 1週間の労働時間数が当該事業場で同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3以上の者</p>	労働安全衛生法第66条 労働安全衛生規則第43条、第44条、第45条 パートタイム・有期雇用労働指針 パートタイム・有期雇用労働法施行通知第3-11-(4)ート	<ul style="list-style-type: none"> ・雇入時の健康診断を行っていない。 ・定期健康診断を行っていない。 	B B
	21 常時50人以上の労働者を使用する事業者は、定期健康診断結果を労働基準監督署に報告していること。	常時50人以上の労働者を使用する事業者は、健康診断(定期のものに限る。)を行ったときは、遅滞なく、定期健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出していること。	労働安全衛生規則第52条	<ul style="list-style-type: none"> ・労働基準監督署へ報告していない。 	B

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(2)心理的な負担の程度を把握するための検査(以下、ストレスチェックという。)	22 常時50人以上の労働者を使用する事業場は、ストレスチェックを適切に行い、その後の措置を講じていること。	(1)常時50人以上の労働者を使用する事業場は、常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回定期的に医師、保健師又は厚生労働大臣が定める研修を修了した看護師若しくは精神保健福祉士によるストレスチェックを行っていること。なお、解雇、昇進又は異動に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者は、実施の事務に従事しないこと。 (2)ストレスチェック実施後の措置を適切に講じていること(医師による面接指導、結果の集計・分析、就業上の改善措置等)。	労働安全衛生法第66条の10 労働安全衛生規則第52条の9、第52条の10 ストレスチェック制度施行通知 ストレスチェック指針	・ストレスチェックを行っていない。 ・ストレスチェック実施後の措置を講じていない。	B B
	23 常時50人以上の労働者を使用する事業者は、ストレスチェック結果を労働基準監督署に報告していること。	常時50人以上の労働者を使用する事業者は、1年以内ごとに定期に、「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書」を労働基準監督署に提出していること。	労働安全衛生規則第52条の21	・労働基準監督署へ報告していない。	B
	(3)衛生管理者等の選任	24 常時50人以上の労働者を使用する事業場ごとに、産業医及び衛生管理者を選任し、労働基準監督署に届け出ていること。		労働安全衛生法第12条、第13条 労働安全衛生法施行令第4条、第5条	・産業医、衛生管理者を選任していない。 ・労働基準監督署に届け出していない。
25 常時50人以上の労働者を使用する事業場ごとに、衛生委員会を設置し、毎月1回以上開催するとともに、委員会の開催の都度、記録を作成し、保存していること。			労働安全衛生法第18条 労働安全衛生法施行令第9条 労働安全衛生規則第23条	・衛生委員会を設置していない。 ・衛生委員会を月1回開催していない。 ・衛生委員会の記録を作成し、保存していない。	B B B

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
5 その他	26 常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場ごとに、衛生推進者を選任していること。		労働安全衛生法第12条の2 労働安全衛生規則第12条の2	・衛生推進者を選任していない。	B
	27 その他、職員処遇に関することで不適切な事項がないこと。			・不適切な事項がある。	B

相模原市指導監査基準
養護老人ホーム編
(サテライト型養護老人ホーム、盲養護老人ホーム等以外)

～ 利用者処遇 ～

令和6年度版

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
1 基本方針	1 入所者の処遇に関する計画(以下「処遇計画」という。)に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指していること。	養護老人ホームは、「経済的理由」及び「環境上の理由」により在宅での生活が困難な高齢者向けの入所措置施設として位置付けており、入所者の要介護ニーズについては介護保険サービスにより対応することを可能にするるとともに、入所者が自立した生活を営むことができるよう支援、社会復帰の促進に資する助言・指導に努めなければならない。	○養護老人ホーム基準 省令第2条第1項 基準解釈第1-1	・自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指していない。	C
	2 入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行うよう努めていること。		○養護老人ホーム基準 省令第2条第2項	・入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立った処遇に努めていない。	B
	3 明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、地域包括支援センター(介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていること。		○養護老人ホーム基準 省令第2条第3項 ○介護保険法第115条の46第1項 ○条例解釈第1-1	・明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行っていない。 ・社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めていない。 ・関係機関との密接な連携に努めていない。	B B B
2 入退所	4 入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めていること。	養護老人ホームに入所しようとする者に対し、日常生活の自立を図るとともに社会復帰を目指すうえでどのような生活支援が必要であるかについて判断するため、その者の心身の状況や家族等の状況、生活歴等、必要な事項について把握し、解決すべき問題の状況を明らかにしていること。	○養護老人ホーム基準 省令第14条第1項 ○基準解釈 ・第5-1 ○老人福祉法第20条第2項	・入所予定者の入所に際して、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めていない。	B
	5 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて常に配慮していること。	入所者が再び在宅において生活できるかについて常に配慮し、退所が可能となった場合を念頭に置きつつ、在宅での生活に資する処遇を行っていること。	○養護老人ホーム基準 省令第14条第2項 ○基準解釈第5-1	・居宅において、日常生活を営むことができるかどうかについて、配慮していない。	C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
3 処遇計画	6 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる生活環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助に努めていること。	入所者が在宅において生活することができると判断される状態となった場合には、その者が円滑に在宅での生活に移行できるよう、本人又は家族との話し合いの場を設けること等により、在宅復帰後における不安や疑問の解消を図るとともに、在宅における自立した日常生活の継続に資する助言や指導等、必要な援助を行うよう努めていること。	○養護老人ホーム基準 省令第14条第3項 ○基準解釈第5-1	・円滑な退所のために必要な援助に努めていない。	B
	7 入所者の退所に際しては、地域包括支援センター又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていること。	退所が可能となった入所者の退所を円滑に行うとともに、自立した生活を継続させるため、主として主任生活相談員及び生活相談員が中心となって、主治の医師をはじめ、地域包括支援センター、保健医療サービスや福祉サービスを提供する者等と十分に連携を図り、継続的な支援を行う体制づくりを行うよう努めていること。	○養護老人ホーム基準 省令第14条第4項 ○基準解釈第5-1 ○老人福祉施設基準 条例第4条	・地域包括支援センター又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていない。	B
	8 入所者の退所後も、必要に応じ、当該入所者及びその家族等に対する相談援助を行うとともに、適切な援助に努めていること。	退所した入所者が、自立した生活を継続するために、当該者やその家族に対する継続的な支援を行うことが重要であり、当該者が在宅において生活を営むうえで解決すべき課題を抱えている場合には、地域包括支援センター等との連携を通じるなどして、必要に応じ、入所者又はその家族等に対し、健康、生活状況等に関する相談に応じる等、適切な援助をするよう努めていること。	○養護老人ホーム基準 省令第14条第5項 ○基準解釈第5-1	・退所後の相談援助等に努めていない。	B
	9 施設長は、生活相談員に処遇計画の作成に関する業務を担当させていること。		○養護老人ホーム基準 省令第15条第1項	・生活相談員に処遇計画の作成に関する業務を担当させていない。	C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
4 処遇の方針	10 生活相談員は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、他の職員と協議の上、その者の処遇計画を作成していること。	<p>1 処遇計画の作成及びその実施に当たっては、いたずらにこれを入所者に強制することとならないように留意すること。</p> <p>2 当該処遇計画の作成に当たり、入所者が指定居宅サービス等(介護保険法第8条第24項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)を利用している場合は、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅介護支援計画又は地域包括支援センターの職員が作成する介護予防支援計画の内容について留意すること。また、入所者が特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護のサービスを受けている場合には、特定施設の計画作成担当者が作成する特定施設サービス計画の内容について留意すること。</p> <p>3 当該処遇計画の内容には、当該施設の行事及び日課等も含むものであること。</p> <p>4 養護老人ホームの特性に沿った処遇計画の在り方については、当分の間、当該処遇計画は、「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」(平成11年11月12日老企第29号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)等を参考に作成するものとし、入所者の個別支援に資する適切な手法により行うこと。</p> <p>なお、当該処遇計画は、条例第7条第1項及び第2項に基づき、当該処遇計画に係る措置費の受領の日から5年間保存しなければならない。</p>	<p>○養護老人ホーム基準省令第15条第2項</p> <p>○基準解釈第5-2</p> <p>○老人福祉法施設基準条例第7条第1項、第2項</p> <p>○介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について</p>	・入所者の心身の状況等を勘案せず、又は他の職員と協議せず処遇計画を作成している。	C
	11 生活相談員は、処遇計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行っていること。		○養護老人ホーム基準省令第15条第3項	・必要な見直しを行っていない。	C
	12 入所者について、その者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、その心身の状況等に応じて、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を妥当適切に行っていること。	養護老人ホームが、入所者の自立した日常生活に資する支援と社会復帰の促進を図ることを目指す施設であることを十分に踏まえ、処遇に当たっていること。	<p>○養護老人ホーム基準省令第16条第1項</p> <p>○基準解釈第5-3</p>	・必要な指導及び訓練その他の援助を妥当適切に行っていない。	C
13 入所者の処遇は、処遇計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行っていること。		○養護老人ホーム基準省令第16条第2項	・漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行っていない。	C	

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
5 身体的拘束等	14 職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っていること。	「処遇上必要な事項」とは、処遇計画の目標及び内容や行事及び日課等も含むものである。 また、入所者が指定居宅支援サービス等を利用している場合には、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅介護支援計画又は地域包括支援センターの職員等が作成する介護予防支援計画の内容について留意すること。	○養護老人ホーム基準 省令第16条第3項 ○基準解釈第5-3	・処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明していない。	C
	15 入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行っていないこと。		○養護老人ホーム基準 省令第16条第4項 ○基準解釈第5-3 ○「身体拘束ゼロ作戦」の推進について	・緊急やむを得ない場合以外に身体的拘束等を行っている。	C
	16 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していること。		○養護老人ホーム基準 省令第16条第5項 ○基準解釈第5-3 ○「身体拘束ゼロ作戦」の推進について	・身体的拘束等に関して記録していない。	C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
	<p>17 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。)(以下「身体的拘束等適正化検討委員会」という。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。</p>	<p>1 身体的拘束等適正化検討委員会は、幅広い職種(例えば、施設長(管理者)、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員)により構成すること。 ※委員には第三者や専門家を活用することが望ましい。</p> <p>2 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めていること。 ・責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。 ・同一施設内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入所者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。 (※)身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者(看護師が望ましい。)、感染対策担当者(看護師が望ましい。)、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者。</p> <p>3 身体的拘束等適正化検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営すること。 ※ 事故発生の防止のための委員会(以下、「事故防止検討委員会」という。))及び感染症及び食中毒の予防・まん延の防止のための対策を検討する委員会(以下「感染対策委員会」という。))については、関係する職種等が身体的拘束等適正化検討委員会と相互に関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。</p> <p>4 身体的拘束等適正化検討委員会において事例の発生時の状況等を分析し、発生原因、結果等をとりまとめ、適正化策等を検討すること。 また、分析結果等を従業者に周知徹底し、適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。 ※身体的拘束等適正化検討委員会は、テレビ電話装置等(リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。)を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守していること。</p>	<p>○養護老人ホーム基準 省令第16条第6項 第1号 ○基準解釈第5-3</p>	<p>・身体的拘束等適正化検討委員会を設置していない。 ・身体的拘束等適正化検討委員会を開催していない。 ・身体的拘束等適正化検討委員会を定期的に開催していない。 ・構成員が限定的となっている。 ・身体的拘束等適正化検討委員会が独立して設置されていない。 ・構成員の責務及び役割分担が明確でない。 ・適正化対策担当者が決められていない。 ・分析結果等を他の職員に周知徹底していない。 ・適正化策の評価を行っていない。</p>	<p>C C B B B B B B</p>

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
	18 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。	「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこと。 1 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 2 身体的拘束等適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項 3 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 4 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 5 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 6 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 7 その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針	○養護老人ホーム基準 省令第16条第6項 第2号 ○基準解釈第5-3	・指針を整備していない。 ・項目内容が不足している。	C B
	19 支援員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。	(1) 指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年2回以上)を実施すること。あわせて、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施していること。 (2) 研修の実施内容について、記録していること。	○養護老人ホーム基準 省令第16条第6項 第3号 ○基準解釈第5-3	・定期的な研修を実施していない。 ・実施数が不足している。 ・新規採用時に研修を実施していない。 ・研修の実施内容の記録がない。	C B C B

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
6 食事	20 栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供していること。	<p>食事の提供は、次の点に留意して行うものとする。</p> <p>1 食事の提供について 入所者の心身の状況・嗜好に応じて適切な栄養量及び内容とすること。また、入所者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならないこと。</p> <p>2 調理について 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。また、病弱者に対する献立については、必要に応じ、医師の指導を受けること。</p> <p>3 適時の食事の提供について 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降とすること。</p> <p>4 食事の提供に関する業務の委託について 食事の提供に関する業務は養護老人ホーム自らが行うことが望ましいが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について施設自らが行う等、当該施設の施設長が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することができること。</p> <p>5 居宅関係部門と食事関係部門との連携について 食事提供については、入所者の嚥下や咀嚼の状況、食欲などの心身の状態等を当該入所者の食事に的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられていることが必要であること。</p> <p>6 栄養食事相談 入所者に対しては適切な栄養食事相談を行う必要があること。</p> <p>7 食事内容の検討について 食事内容については、当該施設の医師又は栄養士(入所定員が50人を超えない養護老人ホームであって、栄養士を配置していない施設においては連携を図っている他の社会福祉施設等の栄養士)を含む会議において検討が加えられなければならないこと。</p>	<p>○養護老人ホーム基準 省令第17条 ○基準解釈第5-4</p>	<p>・栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供していない。(軽微な場合B)</p> <p>・入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援していない。</p>	<p>B・C</p> <p>B</p>

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
7 調理業務委託	21 施設内の調理室を使用して調理されていること。	原則として施設内の調理室を使用して調理させること。	○保護施設等における調理業務の委託について	・施設内の調理室で調理していない。	B
	22 施設が行う業務を実施し、その業務を担当する栄養士を配置すること。	施設は、次に掲げる業務を自ら実施するものとし、その業務を担当させるため、栄養士を配置すること。 1 入所者の栄養基準及び献立の作成基準を委託業者に明示するとともに、献立表が基準どおり作成されているか事前に確認すること。 2 献立表に示された食事内容の調理等について、必要な事項を現場作業責任者に指示を与えること。 3 毎回、検食を行うこと。 4 受託業者が実施した調理業務従事者の健康診断及び検便の実施状況及び結果を確認すること。 5 調理業務の衛生的扱い、購入材料その他契約の履行状況を確認すること。 6 嗜好調査の実施及び喫食状況の把握に努めるとともに、健康の保持促進の観点から、栄養指導を積極的に進めること。	○保護施設等における調理業務の委託について	・栄養士を配置していない。 ・施設が行う業務を実施していない。 ・施設が行う業務を一部実施していない。	C C B
	23 受託業者は要件を満たしていること。	受託業者は次に掲げる事項のすべてを満たしていること。 1 施設給食の趣旨を十分認識し、適正な材料を使用するとともに所要の栄養量が確保される調理を行うものであること。 2 調理業務の運営実績や組織形態からみて、当該受託業務を継続的かつ安定的に遂行できる能力を有すると認められるものであること。 3 受託業務に関し、専門的な立場から必要な指導を行う栄養士が確保されているものであること。 4 調理業務に従事する者の大半は、当該業務について相当の経験を有するものであること。 5 調理業務従事者に対して、定期的に、衛生面及び技術面の教育又は訓練を実施するものであること。 6 調理業務従事者に対して、定期的に健康診断及び検便を実施するものであること。 7 不当販売行為等健全な商習慣に違反する行為を行わないものであること。	○保護施設等における調理業務の委託について	・業者が受託要件を満たしていない。 (軽微な場合B)	B・C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
8 生活相談等	24 契約内容は要件を満たしていること。	<p>契約内容、施設と受託業者との業務分担及び経費負担を明確にした契約書を取り交わすこと。 その契約書には監査事項23の1、4、5及び6に係る事項並びに次に掲げる事項を明確にすること。</p> <p>1 受託業者に対して、施設側から必要な資料の提出を求めることができること。 2 受託業者が契約書に定めた事項を誠実に履行しないと施設が認めるとき、その他受託業者が適正な施設給食を確保する上で支障となる行為を行ったときは、契約期間中であっても施設側において契約を解除できること。 3 受託業者の労働争議その他の事情により、受託業務の遂行が困難となった場合の業務の代行保障に関すること。 4 受託業者の責任で、法定伝染病又は食中毒等の事故が発生した場合及び契約に定める義務を履行しないため、施設に損害を与えた場合は、受託業者は施設に対し、損害賠償を行うこと。</p>	○保護施設等における調理業務の委託について	・契約内容が要件を満たしていない。 (軽微な場合B)	B・C
	25 常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていること。	<p>常時必要な指導を行い得る体制をとることにより、積極的に入所者の生活の向上を図ることを趣旨とするものであること。 なお、相談にあたっては、管理規程に従うべきことは勿論であるが、さらに入所者の年齢、性別、性格、生活歴及び心身の状況等を考慮して個別的な処遇方針を定めることが適当であること。</p>	○養護老人ホーム基準省令第18条第1項 ○基準解釈第5-5	・入所者又はその家族からの相談に適切に応じていない。 ・必要な助言その他の援助を行っていない。	C C
	26 入所者に対し、処遇計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な指導及び訓練その他の援助を行っていること。		○養護老人ホーム基準省令第18条第2項	・必要な指導及び訓練その他の援助を行っていない。	C
	27 要介護認定(介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定をいう。)の申請等、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行っていること。	<p>要介護認定に係る申請や証明書の交付等、入所者が必要とする手続等について、入所者又はその家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、必要な支援を行わなければならないこと。特に金銭に係るものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得るものとする。併せてこれらについては、その経過を記録しておくこと。</p>	○養護老人ホーム基準省令第18条第3項 ○基準解釈第5-5 ○介護保険法第19条第1項	・要介護認定の申請等必要な支援を行っていない。 ・金銭に係るものについて書面をもって事前に同意を得ていない。 ・経過等について記録していない。	C C C
28 常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていること。	<p>入所者の家族に対し、当該施設の会報の送付、当該施設が実施する行事への参加の呼びかけ等によって入所者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこと。 また、入所者と家族の面会の場所や時間等についても、入所者やその家族の利便に配慮したものとする。</p>	○養護老人ホーム基準省令第18条第4項 ○基準解釈第5-5	・入所者とその家族との交流の機会を確保するよう努めていない。	B	

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
9 居宅サービス等の利用	29 入所者の外出の機会を確保するよう努めていること。	入所者の生活を当該施設内で完結させてしまうことのないよう、入所者の希望や心身の状況を踏まえながら、買物や外食、図書館や公民館等の公共施設の利用、地域の行事への参加、友人宅の訪問、散歩など、入所者に多様な外出の機会を確保するよう努めなければならないこと。	○養護老人ホーム基準 省令第18条第5項 ○基準解釈第5-5	・入所者の外出の機会を確保するよう努めていない。	B
	30 入所者に対し、退所後の地域における生活を念頭に置きつつ、自立的な生活に必要な援助を適切に行っていること。		○養護老人ホーム基準 省令第18条第6項	・自立的な生活に必要な援助を適切に行っていない。	B
	31 1週間に2回以上、適切な方法により入所者を入浴させ、又は清拭していること。		○養護老人ホーム基準 省令第18条第7項	・適切な方法により入浴させていない。 ・週に2回以上入浴させ、又は清拭をしていない。 ・特段の理由なく清拭をしている。	C C B
	32 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行っていること。	入所者の生活意欲の増進等を図るため、その身体的、精神的条件に応じた減退機能の回復訓練又は機能減退防止のための訓練に、常に参加できるようその機会を与えとともに、日常生活及びレクリエーション行事の実施等に当たっても、その効果を配慮すること。	○養護老人ホーム基準 省令第18条第8項 ○基準解釈第5-5	・教養娯楽設備等を備えていない。 ・適宜レクリエーション行事を行っていない。	C C
	33 入所者が要介護状態等(介護保険法第2条第1項に規定する要介護状態等をいう。)となった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等(同法第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。)を受けることができるよう、必要な措置を講じていること。	入所者が要介護状態又は要支援状態となった場合に、入所者が必要とする介護保険サービスを円滑に受け取ることができるよう、入所者に対し、近隣の居宅介護支援事業者や居宅サービス事業所に関する情報提供を行うなど、必要な措置を行わなければならないこと。	○養護老人ホーム基準 省令第19条 ○基準解釈第5-6 ○介護保険法第2条第1項、第23条	・適切に居宅サービス等を受け取ることができるよう、必要な措置を講じていない。	C
10 健康管理	34 入所者について、その入所時及び毎年定期的に2回以上健康診断を行っていること。	入所者に対する健康診断は、各人の身体的状況等を考慮のうえ、「保健事業実施要領」の基本健康診査の検査項目に準じて行うこと。	○養護老人ホーム基準 省令第20条 ○基準解釈第5-7	・入所時又は毎年定期的に2回以上健康診断を行っていない。 (軽微な場合B)	B・C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
11 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止	35 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(感染症対策委員会)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図っていること。	<p>1 感染症対策委員会は、幅広い職種(例えば、施設長、事務長、医師、看護職員、支援員、栄養士、生活相談員)により構成する。 なお、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。</p> <p>2 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、感染対策を担当する者(以下「感染対策担当者」という。)を決めておくことが必要である。 同一施設内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入所者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。 (※)身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者(看護師が望ましい。)、感染対策担当者(看護師が望ましい。)、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者</p> <p>3 感染症対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。 ※感染症対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が感染症対策委員会と相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。 ※感染症対策委員会は、テレビ電話装置等(リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。)を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p>	<p>○養護老人ホーム基準省令第24条第2項第1号 ○基準解釈第5-12 ○高齢者介護施設における感染対策マニュアル</p>	<p>・感染症対策委員会を設置していない。 ・感染症対策委員会を開催していない。 ・感染症対策委員会の開催数が不足している。 ・結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図っていない。 ・構成員が限定的となっている。 ・構成員の責務及び役割分担が明確でない。 ・感染対策担当者が決められていない。 ・感染症対策委員会が独立して設置されていない。</p>	<p>C C B C B B B B</p>

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
	<p>36 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備していること。</p> <p>37 支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行っていること。</p> <p>38 調理に従事するすべての職員について、毎月腸内細菌検査(検便)を実施していること。</p>	<p>次に掲げる内容を備えた感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備していること。</p> <p>1 平常時の対策としては、施設内の衛生管理(環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等)、日常のケアにかかる感染対策(標準的な予防策(例えば、血液・体液・分泌物・排泄物(便)などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるとき、どのようにするかなどの取り決め)、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目)等が明記されていること。</p> <p>2 発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や市保健所、施設関係課等の関係機関との連携、医療処置、関係市町村への報告等が明記されていること。</p> <p>3 発生時における施設内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し明記されていること。</p> <p>1 支援員その他の職員に対する「感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を行うもの。</p> <p>2 職員教育を組織的に浸透させていくために、当該施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施すること。</p> <p>3 調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針を周知していること。</p> <p>4 研修の実施内容についても記録すること。</p> <p>5 訓練(シミュレーション)を定期的(年2回以上)に行うこと。</p> <p>6 発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、施設内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施すること。</p> <p>調理従業者は臨時職員を含め、月に1回以上の検便を受けること。検査項目には、腸管出血性大腸菌O157の検査を含めること。</p>	<p>○養護老人ホーム基準省令第24条第2項第2号 ○基準解釈第5-12 ○高齢者介護施設における感染対策マニュアル</p> <p>○養護老人ホーム基準省令第24条第2項3号 ○基準解釈第5-12 ○高齢者介護施設における感染対策マニュアル</p> <p>○養護老人ホーム基準省令第24条第1項 ○基準解釈第5-7、12 ○衛生管理通知及び大量調理施設衛生管理マニュアル</p>	<p>・指針を整備していない。 ・内容が不足している。</p> <p>・研修、訓練を実施していない。 ・実施数が不足している。 ・新規採用時に研修を実施していない。 ・調理や清掃などの業務を委託する者に対し、指針を周知していない。 ・研修の実施内容の記録がない。 ・指針及び研修内容に基づいた役割分担の確認や、演習などを実施していない。</p> <p>・調理に従事するすべての職員について、月に1回以上の検便を実施していない。</p>	<p>C B</p> <p>C B B B</p> <p>C</p>

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
	39 厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行っていること。	<p>1 従業者が、入所者について、感染症又は食中毒の発生を疑ったときは、速やかに施設長に報告する体制を整えること。</p> <p>2 施設長は、当該養護老人ホームにおける感染症若しくは食中毒の発生を疑ったとき又は1の報告を受けたときは、従業者に対して必要な指示を行わなければならないこと。</p> <p>3 感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止する観点から、従業者の健康管理を徹底し、従業者、来訪者等の健康状態によっては利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、従業者及び利用者に対して手洗いやうがいを励行するなど衛生教育の徹底を図ること。</p> <p>4 医師や看護職員は、当該養護老人ホーム内において感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときは、速やかな対応を行わなければならないこと。</p> <p>5 施設長及び医師、看護職員その他の従業者は、感染症若しくは食中毒の患者又はそれらの疑いのある者(以下「有症者等」という。)の状況に応じ、協力病院をはじめとする地域の医療機関等との連携を図ることその他の適切な措置を講じなければならないこと。</p> <p>6 感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときの有症者等の状況及び各有症者等に講じた措置等を記録しなければならないこと。</p> <p>7 施設長は、(1)から(3)までに掲げる場合には、有症者等の人数、症状、対応状況等を市町村及び保健所に迅速に報告するとともに、市町村又は保健所からの指示を求めることその他の措置を講じなければならないこと。</p> <p>(1) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤な患者が一週間内に2名以上発生した場合</p> <p>(2) 同一の有症者等が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合</p> <p>8 7の報告を行った養護老人ホームは、その原因の究明に資するため、当該有症者等を診察する医師等と連携の上、血液、便、吐物等の検体を確保するよう努めなければならないこと。</p>	<p>○養護老人ホーム基準省令第24条第2項第4号</p> <p>○感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順</p> <p>○高齢者介護施設における感染対策マニュアル</p>	<p>・感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行っていない。</p>	C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
12 事故発生時の対応	40 事故が発生した場合の対応、事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備していること。	<p>「事故発生の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施設における介護事故の防止に関する基本的考え方 2 介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項 3 介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針 4 施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになった場合（ヒヤリ・ハット事例）及び現状を放置しておくことと介護事故に結びつく可能性が高いもの（以下「介護事故等」という。）の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針 5 介護事故等発生時の対応に関する方針 6 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 7 その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針 	<p>○養護老人ホーム基準 省令第29条第1項 第1号 ○基準解釈第5-17</p>	<p>・指針を整備していない。 ・項目内容が不足している。</p>	C B
	41 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備していること。	<p>報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、介護事故等について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して職員の懲罰を目的としたものではないことに留意すること。</p> <p>具体的には、次のようなことを想定している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 介護事故等について報告するための様式を整備すること。 2 介護職員その他の従業者は、介護事故等の発生又は発見ごとにその状況、背景等を記録するとともに、1の様式に従い、介護事故等について報告すること。 3 事故防止委員会において、2により報告された事例を集計し、分析すること。 4 事例の分析に当たっては、介護事故等の発生時の状況等を分析し、介護事故等の発生原因、結果等をとりまとめ、防止策を検討すること。 5 報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底すること。 6 防止策を講じた後に、その効果について評価すること。 	<p>○養護老人ホーム基準 省令第29条第1項 第2号 ○基準解釈第5-17</p>	<p>・体制を整備していない。 ・整備した体制に則った取り組みを行っていない。 (軽微な場合B)</p>	C B・C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
	42 事故防止検討委員会を定期的に行っていること。	<p>1 事故防止検討委員会を設置しており、幅広い職種(例えば、施設長、医師、看護職員、支援員、生活相談員)により構成していること。 ※事故防止検討委員会は、介護事故発生の防止及び再発防止のための対策を検討する組織である。 ※施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 ※責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。</p> <p>2 事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営すること。 ※感染対策委員会及び身体的拘束等適正化検討委員会については、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営しても差し支えない。 ※事故防止検討委員会は、テレビ電話装置等(リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。)を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守していること。</p>	<p>○養護老人ホーム基準 省令第29条第1項 第3号 ○基準解釈第5-17</p>	<p>・事故防止検討委員会を設置していない。 ・事故防止検討委員会を開催していない。 ・事故防止検討委員会を定期的に開催していない。 ・構成員が限定的となっている。 ・構成員の責務及び役割分担が明確でない。 ・事故防止検討委員会が独立して設置されていない。</p>	<p>C C B B B B</p>
	43 事故の発生を防止するための、支援員その他の職員に対する研修を定期的に行っていること。	<p>1 支援員その他の職員に対する事故発生の防止のための研修を行うもの。 ※研修内容としては、事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該養護老人ホームにおける指針に基づき、安全管理の徹底を行うものとなっている。</p> <p>2 当該養護老人ホームが指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず事故発生の防止の研修を実施すること。</p> <p>3 研修の実施内容についても記録すること。</p>	<p>○養護老人ホーム基準 省令第29条第1項 第3号 ○基準解釈第5-17</p>	<p>・研修を実施していない。 ・実施数が不足している。 ・新規採用時に研修を実施していない。 ・研修の実施内容の記録がない。</p>	<p>C B C B</p>

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
	44 監査事項40～43の措置を適切に実施するために担当者を置いていること。	<p>事故発生を防止するための体制として、監査事項40～43の措置を適切に実施するため、担当者を置くこと。</p> <p>※事故防止検討委員会の安全対策を担当する者との職員が務めることが望ましい。</p> <p>なお、同一施設内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入所者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。</p> <p>(※)身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者(看護師が望ましい。)、感染対策担当者(看護師が望ましい。)、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者</p>	<p>○養護老人ホーム基準省令第29条第1項第4号</p> <p>○基準解釈第5-17</p>	<p>・担当者が決められていない。</p>	B
	45 入所者に対する処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていること。		<p>○養護老人ホーム基準省令第29条第2項</p> <p>○基準解釈第5-17</p>	<p>・相模原市長、入所者の家族等に連絡していない。</p> <p>・必要な措置を講じていない。</p>	C C
	46 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していること。		<p>○養護老人ホーム基準省令第29条第3項</p> <p>○基準解釈第5-17</p>	<p>・事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していない。</p>	C
	47 入所者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていること。	<p>養護老人ホームは、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しているか、又は賠償能力を有していること。</p>	<p>○養護老人ホーム基準省令第29条第4項</p> <p>○基準解釈第5-17</p>	<p>・損害賠償を速やかに行っていない。</p> <p>・損害賠償保険に加入していない。</p>	C B

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
14 職員研修	50 虐待の防止のための職員に対する研修をしていること。	虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであり、当該養護老人ホームにおける指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うこと。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該養護老人ホームが指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年2回以上)を実施するとともに、新規採用時には、必ず虐待の防止のための研修を実施していること。研修の実施内容についても記録していること。 研修の実施は、施設内での研修で差し支えない。	○高齢者虐待防止法第2条、第20条 ○養護老人ホーム基準省令第30条 ○基準解釈第5-18	・研修プログラムを作成していない。 ・定期的な研修を年2回以上実施していない。 ・新規採用研修で虐待の防止のための研修を実施していない。	B C C
	51 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置いていること。	養護老人ホームにおける虐待を防止するための体制として、監査事項48から50までに掲げる措置を適切に実施するため、担当者を置いていること。 ・担当者は虐待防止検討委員会の責任者と同一の職員が望ましい。 ・同一施設内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入所者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。 (※)身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者(看護師が望ましい。)、感染対策担当者(看護師が望ましい。)、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者	○高齢者虐待防止法第2条、第20条 ○養護老人ホーム基準省令第30条 ○基準解釈第5-18	・担当者を置いていない。	C
	52 養護老人ホームの業務に従事する者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに相模原市長に通報していること。	1 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを相模原市長に通報していること。 ※刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、1の規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。2において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。 2 養介護施設従事者等は、1の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。	○高齢者虐待防止法第2条、第21条 ○刑法	・速やかに相模原市長に通報していない。 ・虐待を通報した者に対して、当該事由を理由とした解雇その他不利益な取扱いを行った。	C C
53 職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保していること。	職員の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該施設内への研修への参加の機会を計画的に確保していること。全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずること。	○養護老人ホーム基準省令第23条第3項 ○基準解釈5-10	・研修の機会を確保し、全ての職員に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じていない。	C	

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
15 地域との連携	54 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていること。	養護老人ホームが地域に開かれたものとして運営されるよう、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこと。	○養護老人ホーム基準 省令第28条第1項 ○基準解釈第5-16	・地域との連携及び交流を図っていない。	C
	55 施設は、その運営に当たっては、その措置に関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていること。	介護サービス相談員を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めていること。 なお、「市町村が実施する事業」には、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれる。	○養護老人ホーム基準 省令第28条第2項 ○基準解釈第5-16	・相談事業等への協力に努めていない。	B
16 記録の整備	56 入所者の処遇の状況に関する記録を整備し、その完結の日から必要な年数保存していること。	次に掲げる記録を整備していること。 1 入所者名簿 2 入所者台帳(入所者の生活歴、処遇に関する事項その他必要な事項を記録したもの) 3 入所者の処遇に関する計画 4 処遇日誌(行った具体的な処遇の内容等の記録) 5 献立その他食事に関する記録 6 入所者の健康管理に関する記録 7 当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に行った身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 8 行った処遇に関する入所者及びその家族からの苦情の内容等の記録 9 入所者の処遇により事故が発生した場合の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	○養護老人ホーム基準 省令第9条 ○基準解釈第1-8 ○老人福祉施設基準 条例解釈通知第1	・記録を整備していない。 ・記録の整備に一部不備がある。 ・記録を必要な年数保存していない。	C B B
		上記諸記録のうち、3及び4の記録は、措置費の受領の日から5年間保存し、それ以外の記録は、その完結の日から2年間保存していること。 なお、文書の保存期間については、他法令等の規定により保存期間が定められている場合は、その保存期間又は条例に定める保存期間のいずれか長い期間とする。			
17 その他	57 その他、利用者処遇に関することで不適切な事項がないこと。			・不適切な事項がある。 (軽微な場合B)	B・C

相模原市指導監査基準 養護老人ホーム編

(監査事項1～17は社会福祉施設共通、監査事項18～44は養護老人ホーム限定事項)

～ 会 計 ～

令和6年度版

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
1 経理規程等 (1) 経理規程の 制定	1 定款等に定めるところにより、経理規程を制定していること。	(1) 会計基準省令に基づく適正な会計処理を行うため、法令等及び定款に定めるもののほか、会計処理を行うために必要な事項について、経理規程を定めていること。 (2) 経理規程は、定款に定める手続により決定していること。	会計基準 運用上の留意事項1 (4) 指導監査ガイドライン Ⅲ3(2)1 定款例第34条 入札契約等取扱通知 1	・経理規程を定めていない。 ・経理規程の内容が法令又は通知に反する。(軽微な場合はB) ・定款に定める手続により経理規程を決定していない。	C B・C C
(2) 経理規程等の 遵守	2 経理規程及びその細則等を遵守していること。	※例(全国社会福祉施設経営者協議会による「平成29年度版社会福祉法人モデル経理規程」の参照条文) ・すべての会計処理は経理規程に定める会計伝票等により処理するとともに、会計伝票は証憑に基づいて作成し、証憑は会計記録との関係を明らかにして整理保存していること。(モデル経理規程第13条) ・金銭の収納に際して、所定の印を押した領収書を発行していること。(モデル経理規程第23条) ・日々入金した金銭は、これを直接支出に充てることなく、収入後経理規程に定める期間以内に金融機関に預け入れていること。(モデル経理規程第24条) ・小口現金を適切に取り扱っていること(小口現金出納帳の作成、限度額以内の保有等)。(モデル経理規程第12条、第28条) ・現金及び預貯金の残高と帳簿残高を照合し、会計責任者等による確認を受けること。また、過不足が生じた場合は速やかに経理規程に定める手続を行っていること。(モデル経理規程第30条、第31条) ・月次試算表を作成し、毎月適切な時期に経理規程に定める権限者に提出していること。(モデル経理規程第32条) ・債権の回収又は支払の状況を確認し、期限どおり履行されていないことが判明した場合は、速やかに経理規程に定める手続を行っていること。(モデル経理規程第35条、第36条)	会計基準 指導監査ガイドライン Ⅲ3(2)1	・経理規程及びその細則等に定めるとおり事務処理を行っていない。(軽微な場合はB)	B・C
(3) 会計帳簿	3 会計帳簿を適正に整備していること。	(1) 経理規程に定められた会計帳簿(仕訳日記帳、総勘定元帳等)を拠点区分ごとに作成していること。 (2) 会計帳簿の閉鎖の時から10年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存していること。 (3) 計算書類に係る各勘定科目の金額について、主要簿(総勘定元帳等)と一致していること。	社会福祉法第45条 の24、第45条の27 会計基準 運用上の留意事項2 (3) 指導監査ガイドライン Ⅲ3(4)1	・会計帳簿を拠点区分ごとに作成していない。 ・会計帳簿を必要な年数保存していない。 ・計算書類における各勘定科目の金額と主要簿(総勘定元帳等)が一致しない。	C C C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
2 管理運営体制	4 予算の執行及び資金等の管理に関して、会計責任者の設置等の管理運営体制を整備していること。 また、会計責任者と出納職員との兼務を避けるなど、内部牽制に配慮した体制としていること。	(1)経理規程等において、予算の執行や資金等の管理に関する体制(会計責任者等の設置や内部牽制に配慮した業務分担等)について、明確に定めていること。 (2)管理運営体制に関する経理規程等に定める手続を行っていること。 (3)法人印及び代表者印について、管理者が定められている等、管理が十分に行われていること。	運用上の留意事項1(1)、1(2) 指導監督徹底通知5(3)ア、5(6)エ 指導監査ガイドラインⅢ3(2)2、Ⅲ4(4)4	・会計責任者の設置等の管理運営体制について明確に定めていない。 ・業務分担が明確にされておらず、内部牽制に配慮した体制となっていない。 ・管理運営体制に関して経理規程等に定める手続を行っていない。(軽微な場合はB) ・法人印及び代表者印についての管理が行われていない。	C C B・C C
	3 寄附金品	5 寄附金及び寄附物品を受け入れる場合は、適正に受け入れ手続を行っていること。	(1)寄附者から寄附申込書を受け、寄附金収益明細書等を作成し、寄附者、寄附目的、寄附金額等を記載して管理していること。また、受け入れについて、経理規程に定める権限者の承認を受けていること。 (2)金銭の寄附は、寄附目的により拠点区分の帰属を決定し、適正に計上していること。 (3)寄附物品は、取得時の時価により、適正に計上していること。ただし、飲食物等で即日消費されるもの又は社会通念上受取寄附金として扱うことが不適当なものは、この限りでない。 (4)共同募金会からの寄附金等の受入れは、運用上の留意事項9(3)に基づき、適正に処理していること。	運用上の留意事項9(1)、9(2)、9(3) 指導監査ガイドラインⅢ3(3)3	・適正に受け入れ手続を行っていない。(軽微な場合はB)
	6 施設利用者又は利用者の家族等に寄附金を強要していないこと。 また、国庫補助事業を行うために契約を締結した相手方(建設請負業者等)から、多額の寄附を受けていないこと。	社会福祉施設の整備を行う法人が国庫補助事業を行うために契約した相手方から多額の寄附を受けることについては、共同募金会を通じた受配者を指定した寄附金を除いて禁止されている。	指導監督徹底通知5(2)イ、5(4)エ	・寄附金を強要している。 ・建設請負業者等から多額の寄附を受けている。	C C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
4 資産管理	7 固定資産の取得又は処分等については、定款及び経理規程に定める手続を行っていること。 また、基本財産である固定資産の処分又は担保提供については、事前に所轄庁の承認を得ていること。	(1)基本財産である固定資産の取得又は処分等については、定款及び経理規程に定める手続を行っていること。なお、基本財産である固定資産の処分又は担保提供については、定款の定めに基づき、事前に所轄庁の承認を得ていること。 (2)その他の固定資産の取得又は処分については、経理規程に定める手続を行っていること。	審査基準第2の3 指導監査ガイドラインⅢ2(1)1、Ⅲ2(2)1 定款例第10条、第24条、第28条、第29条	・基本財産の取得又は処分等について、定款等に定める手続を行っていない。 ・基本財産の処分等について、定款の定めに基づく所轄庁の承認を受けていない。 ・基本財産以外の固定資産の取得又は処分について、経理規程に定める手続を行っていない。	C C B
	8 基本財産及びその他の固定資産について、固定資産管理台帳等を整備し、適正に管理していること。	(1)「基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産及び無形固定資産)の明細書」及び「固定資産管理台帳」を整備し、固定資産(耐用年数1年以上、かつ、1個若しくは1組の金額が10万円以上の資産)の増減を適切な拠点区分に計上し、管理していること。 (2)減価償却を行うべき有形固定資産及び無形固定資産について、適正に減価償却を行っていること。 (3)時価評価を行うべき資産について、適正に時価評価を行っていること。	会計基準 運用上の取扱い16、17 運用上の留意事項17、22、27 指導監査ガイドラインⅢ3(3)3、Ⅲ3(4)1	・固定資産管理台帳等を整備し、適正に管理していない。(軽微な場合はB) ・減価償却すべき資産について、減価償却を行っていない。(軽微な場合はB) ・時価評価を行うべき資産が把握されているにもかかわらず、時価評価を行っていない。(軽微な場合はB)	B・C B・C B・C
	9 計算書類及び財産目録に計上している資産が実在していること。		会計基準 指導監査ガイドラインⅢ3(3)3	・計上額と実際の資産が一致していない。(軽微な場合はB)	B・C

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定	
5 計算書類等 (1) 計算書類	10 法令等に基づき、計算書類を適正に作成していること。 また、計算書類に、整合性がとれていること。	(1) 計算書類を様式に従って作成していること。 (2) 事業活動計算書の収益及び費用を、適切な会計期間に計上していること。 (3) 計算書類に、整合性がとれていること。	会計基準 運用上の取扱い 運用上の留意事項 指導監査ガイドライン Ⅲ3(3)3	・様式に従って作成していない。 ・広範囲かつ金額的に重要な収益及び費用を適切な会計期間に計上していない。 ・計算書類に整合性がとれていない。(軽微な場合はB)	B C B・C	
	(2) 附属明細書等	11 法令等に基づき、注記を適正に作成していること。 また、計算書類と整合性がとれていること。	(1) 計算書類の注記を作成し、注記すべき事項を記載していること。 (2) 注記に係る勘定科目と金額が計算書類と整合していること。	会計基準 運用上の取扱い20 ～24 運用上の留意事項2 5(2)、26 指導監査ガイドライン Ⅲ3(5)1	・把握された注記すべき事項を注記していない。(軽微な場合はB) ・注記事項について計算書類の金額と一致していない。(軽微な場合はB)	B・C B・C
	12 法令に基づき、附属明細書を適正に作成していること。 また、計算書類と整合性がとれていること。	(1) 作成すべき附属明細書を様式に従って作成していること(該当する事由がない場合は省略可)。 (2) 附属明細書に係る勘定科目と金額が計算書類と整合していること。	会計基準 運用上の取扱い25 運用上の留意事項 指導監査ガイドライン Ⅲ3(5)2	・作成すべき附属明細書を作成していない。(軽微な場合はB) ・附属明細書について計算書類の金額と一致していない。(軽微な場合はB)	B・C B・C	
13 法令に基づき、財産目録を適正に作成していること。			会計基準 運用上の取扱い26 指導監査ガイドライン Ⅲ3(5)3	・様式に従って作成していない。	B	

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定						
6 契約 (1) 契約事務	14 指導監督徹底通知、入札契約等取扱通知及び経理規程に基づき、適正に契約を行っていること。	<p>(1) 理事長が契約について職員に委任する場合は、経理規程等によりその範囲を明確に定めていること。なお、契約担当者が、契約に関する具体的事務処理を契約担当者以外の職員に行わせることは差し支えない。</p> <p>(2) 高額な契約については、原則として競争入札を行っていること。指名競争入札又は随意契約を行う場合は、経理規程に定める合理的な理由があること。</p> <p>(3) 施設整備に係る契約については、指導監督徹底通知に従って行うこと。また、「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」(厚生労働事務次官通知)等に係る契約については、交付の条件によること。</p> <p>(4) 会計監査に係る契約については、随意契約が可能であること。具体的には、複数の会計監査人候補者から提案書等入手し、法人において選定基準を作成し、提案内容について比較検討のうえ、選定していること。なお、価格のみで選定することは適当ではないこと。</p> <p>(5) 経理規程に従い、契約手続を行っていること(入札及び随意契約の手続、契約書の作成等)。</p> <p>※随意契約よることができる場合の一般的な基準 ア 売買、賃貸借、請負その他の契約でその予定価格が下表に掲げる区分に応じ同表右欄に定める額を超えない場合(法人において、同表に定める額より小額な基準を設けることは差し支えない。)</p> <table border="1" data-bbox="703 826 1541 1125"> <thead> <tr> <th data-bbox="703 826 1131 861">区分</th> <th data-bbox="1131 826 1541 861">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="703 861 1131 901">会計監査を受けない法人</td> <td data-bbox="1131 861 1541 901">1,000万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="703 901 1131 1125">会計監査を受ける法人 ※会計監査人設置法人及び会計監査人を設置せずに公認会計士又は監査法人による会計監査を受ける法人</td> <td data-bbox="1131 901 1541 1125">法人の実態に応じて、下記金額を上限に設定(上限額) ・建築工事:20億円 ・建築技術・サービス:2億円 ・物品等:3,000万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合 ウ 緊急の必要により競争入札に付することができない場合 エ 競争入札に付することが不利と認められる場合 オ 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みのある場合 カ 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない場合 キ 落札者が契約を締結しない場合</p>	区分	金額	会計監査を受けない法人	1,000万円	会計監査を受ける法人 ※会計監査人設置法人及び会計監査人を設置せずに公認会計士又は監査法人による会計監査を受ける法人	法人の実態に応じて、下記金額を上限に設定(上限額) ・建築工事:20億円 ・建築技術・サービス:2億円 ・物品等:3,000万円	指導監督ガイドラインⅢ3(2)1、Ⅲ4(4)4 指導監督徹底通知5(2)イ、5(2)ウ、5(3)エ 入札契約等取扱通知1(1)~1(7)	<p>・契約について職員に委任している場合に、委任の範囲を明確に定めていない。</p> <p>・指名競争入札又は随意契約によることができない案件について、当該契約を行っている。</p> <p>・経理規程等に定めるとおり契約に係る事務処理を行っていない。(軽微な場合はB)</p>	B C B・C
区分	金額										
会計監査を受けない法人	1,000万円										
会計監査を受ける法人 ※会計監査人設置法人及び会計監査人を設置せずに公認会計士又は監査法人による会計監査を受ける法人	法人の実態に応じて、下記金額を上限に設定(上限額) ・建築工事:20億円 ・建築技術・サービス:2億円 ・物品等:3,000万円										

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(2)重要な契約	15 重要な契約については、理事会において決定するとともに、理事長及び業務執行理事は、契約結果等を理事会に報告していること。	<p>※価格による随意契約(上記ア)は、3社以上の業者から見積もりを徴し比較するなど、適正な価格を客観的に判断していること。ただし、契約の種類に応じて、下記の金額を超えない場合には、2社以上の業者からの見積もりで差し支えないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事又は製造の請負:250万円 ・食料品・物品等の買入れ:160万円 ・上記に掲げるもの以外:100万円 <p>また、見積もりを徴する業者及びその契約の額の決定に当たっては、公平性、透明性の確保に十分留意することとし、企画競争等を行うことが望ましい。</p> <p>なお、継続的な取引を随意契約で行う場合には、その契約期間中に、必要に応じて価格の調査を行うなど、適正な契約の維持に努めていること。</p>	社会福祉法第45条の13第4項、第45条の16第3項 入札契約等取扱通知1(8) 定款例第24条	・重要な契約について、理事会で決定していない又は契約結果等を理事会に報告していない。	B
7 運営費の管理・運用について	16 運営費の管理・運用を適切に行っていること。	<p>(1)運営費の管理・運用については、換金性の高い方法で行っていること。</p> <p>(2)運営費の同一法人内における各サービス区分、拠点区分及び各事業区分への資金の貸借については、当該法人の運営上止むを得ない場合に、当該年度内に限っていること。また、同一法人内における各サービス区分、各拠点区分及び事業区分以外への貸付けはしていないこと。</p>	弾力運用局長通知5(1)(2)	<p>・換金性高い方法で管理運営していない。(軽微な場合はB)</p> <p>・年度内清算していない。</p> <p>・法人外に貸付している。</p>	B・C C C
8 その他	17 その他、会計に関することで不適切な事項がないこと。			・不適切な事項がある。(軽微な場合はB)	B・C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
7 運営費(措置費)の会計処理	<p>18 施設の土地、建物に係る支出は、施設拠点区分に計上するとともに、適正に計算された減価償却費を当該施設拠点区分の事業活動収支の部の支出として計上していること。 また、国庫補助金等特別積立金の取崩しについても、同様に経理していること。</p> <p>19 特定目的積立金として人件費積立金及び施設整備等積立金を積立てる場合、積立金の累計額の把握が可能となるようそれぞれの拠点区分毎に明細表等を作成していること。</p> <p>20 支払資金の残高については、施設拠点区分毎に管理していること。</p> <p>21 措置施設繰越特定預金は、措置費等支弁対象施設の貸借対照表に計上している人件費積立金、施設整備等積立金の合計額と同額を計上していること。 また、貸借対照表には、それぞれの額が明確になるよう、それぞれの内容を示す名称を付した中区分を設けて記載し、別個に管理していること。</p> <p>22 勘定科目については、会計基準に示した勘定科目に準拠して区分していること。</p>	<p>弾力運用局長通知1-(4)の要件のみ満たさないため弾力運用課長通知(問5)の取扱いをする法人の特定目的積立金は、従前のおり人件費積立金、修繕積立金、備品等購入積立金とし、この場合においても、積立金の累計額の把握が可能となるようそれぞれの拠点区分毎に明細表等を作成していること。</p> <p>弾力運用課長通知(問5)の取扱いをする法人については、人件費積立金、修繕積立金、備品等購入積立金の合計額と同額を計上していること。 また、貸借対照表には、それぞれの額が明確になるよう、それぞれの内容を示す名称を付した中区分を設けて記載し、別個に管理していること。</p> <p>法人において2つ以上の勘定科目を1つにまとめたり、1つを2つ以上の科目に再区分する等の補正をしないこと。 なお、施設の都合上、小区分を設けることは差し支えない。</p>	<p>○9号通知2</p> <p>○9号通知3 ○弾力運用局長通知1 ○弾力運用課長通知問5</p> <p>○9号通知3</p> <p>○9号通知4 ○弾力運用局長通知1 ○弾力運用課長通知問5</p> <p>○9号通知5</p>	<p>・本部拠点区分(又はサービズ区分)に計上している。</p> <p>・積立金の種別が適正でない。 ・明細表等を作成していない。</p> <p>・支払資金の残高を施設拠点区分ごとに管理していない。</p> <p>・特定目的積立金の合計額と同額が繰越特定預金として貸借対照表に計上されていない。 ・中区分を設けていない。</p> <p>・勘定科目が会計基準に準拠していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
	<p>23 各種補助金について、適正に取り扱われていること。</p> <p>24 借入金に係る会計処理は、使途目的に従って各拠点区分において経理を行っていること。 なお、施設整備等に係る借入金に係る収支は施設拠点区分の収入または支出として計上していること。</p> <p>25 退職給与引当金繰入は、施設拠点区分の支出として計上していること。</p>	<p>各種補助金は次のとおり適正に取り扱われていること。</p> <p>1 社会福祉施設施設等整備費補助制度及び社会福祉施設等設備整備費補助制度による補助金は、施設拠点区分の収入として経理すること。</p> <p>2 産休代替職員設置費補助制度等による補助金は、該当する施設拠点区分の補助金収入として取り扱うこと。</p> <p>3 地方公共団体が独自に行っている補助制度による補助金については、当該補助金の交付目的等に従って次により取り扱うこと。</p> <p>(1) 施設整備費又は施設整備に属する補助金については、施設拠点区分の収入とする。</p> <p>(2) 経常経費に属する補助金については、交付目的を勘案のうえ帰属する拠点区分を決定し、当該拠点区分の収入とする。</p> <p>4 民間補助事業による補助金についても3に準じて取り扱うこと。</p>	<p>○9号通知6</p> <p>○9号通知7</p> <p>○9号通知8</p>	<p>・補助金が適正に取り扱われていない。</p> <p>・借入金が使途目的に従った拠点区分において経理されていない。</p> <p>・施設拠点区分の支出として計上していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
8 運営費(措置費)の弾力運用要件	26 運営費(措置費)を弾力運用する場合、弾力運用局長通知に示された要件を満たしていること。	<p>弾力運用を行う場合、次に掲げる要件をすべて満たしていること。</p> <p>1 「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」及び関係法令等に基づく指導において、適正な法人運営が確保されていると認められること。</p> <p>2 以下に掲げる関係通知に基づく当該施設の監査において、適正な施設運営が確保されていると認められること。 特に、適切な入所者処遇及び適正な職員処遇が実施されていること。</p> <p>(1)生活保護法による保護施設に対する指導監査について (2)障害者支援施設等に係る指導監査について (3)老人福祉施設に係る指導監査について (4)児童福祉行政指導監査の実施について</p> <p>3 社会福祉法人会計基準に基づく財産目録、貸借対照表及び収支計算書が公開されていること。</p> <p>4 利用者本位のサービスの提供のため、毎年度、次の(1)又は(2)が実施されていること。</p> <p>(1)「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」により、入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知されており、第三者委員を設置して適切な対応を行っているとともに、入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表を行うなど、利用者の保護に努めていること。</p> <p>(2)「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」に基づき、第三者評価を受審し、その結果についても公表を行い、サービスの質の向上に努めていること。</p> <p>ただし、4についてのみ要件を満たさない法人については、弾力運用課長通知問5に定めるものとする。</p>	<p>○弾力運用局長通知1 ○弾力運用課長通知問5 ○指導監査要綱 ○苦情解決指針通知 ○第三者評価事業指針通知 ○生活保護法による保護施設に対する指導監査について ○障害者支援施設等に係る指導監査について ○老人福祉施設に係る指導監査について ○児童福祉行政指導監査の実施通知</p>	<p>・要件を満たさず弾力運用を行っている。</p>	C

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
9 運営費(措置費)を弾力運用するに当たっての用途範囲等	27 運営費(措置費)の弾力運用は、適正な用途範囲で行われていること。		○弾力運用局長通知 ○弾力運用課長通知	・適正な用途範囲で行われていない。	C
(1)弾力運用要件をすべて満たしている法人	28 運営費(措置費)は、当該施設の人件費、管理費、又は事業費に充てられていること。	人件費については、給与、賃金等施設運営における職員の処遇に必要な一切の経費に支出されるものであり、管理費については、物件費・旅費等施設の運営に必要な経費に支出されるものであり、事業費については、入所者の処遇に必要な一切の経費に支出されるものであるが、各区分に関わらず、当該施設における人件費、管理費又は事業費に充てることができるものであること。	○弾力運用局長通知3(1)	・当該施設の人件費、管理費及び事業費以外に充てられている。	C
	29 運営費(措置費)は、人件費積立金又は施設整備等積立金として積立て、それぞれ積立金の目的のために使用していること。	運営費については、長期的に安定した経営を確保するため将来発生が見込まれる経費として、使用計画を作成の上、以下の積立金に積立て、次年度以降の当該施設の経費に充てることができるものであること。 なお、各積立金についてそれぞれの目的以外に使用する場合は、理事会においてその使用目的、取崩す金額、時期等を十分審査の上、法人の経営上止むを得ないものとして承認された場合については使用して差し支えないこと。 1 人件費積立金 人件費の類に属する経費に係る積立金 2 施設整備等積立金 建物、設備及び機械器具等備品の整備・修繕、環境の改善等に要する費用、業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品の購入に要する費用、及び増改築に伴う土地取得に要する費用に係る積立金	○弾力運用局長通知3(2)	・人件費積立金、施設整備等積立金以外の積立を行っている。 ・使用計画を作成していない。 ・各積立金を理事会の承認を得ず目的外に使用している。	C C C

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
	<p>30 運営費(措置費)を同一法人が運営する社会福祉施設等の整備等に係る経費として借り入れた独立行政法人福祉医療機構等からの借入金の償還金及びその利息に充当する場合、民間施設給与等改善費として加算された額を限度としていること。</p> <p>31 サービス区分(拠点区分)において発生した預貯金の利息等の収入の充当先が適正であること。</p> <p>32 前期末支払資金残高を経費に補填又は充当する場合、理事会の承認を得ていること。 また、補填又は充当する経費は、弾力運用局長通知に認められた経費であること。</p>	<p>運営費については、民間施設給与等改善費として加算された額に相当する額を限度として、同一法人が運営する次に掲げる社会福祉施設等の整備等に係る経費として借り入れた独立行政法人福祉医療機構等からの借入金の償還金及びその利息に充当することができること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生活保護関係施設 救護施設・更生施設・宿所提供施設等 2 老人福祉関係施設 老人福祉施設・老人居宅生活支援事業を行う施設等 3 介護保険関係施設 4 障害者関係施設 障害者支援施設・身体障害者社会参加支援施設等 5 婦人保護施設 6 児童福祉関係施設 乳児院・母子生活支援施設・保育所・児童養護施設・障害児入所施設等 7 社会福祉関係施設 授産施設 <p>サービス区分(拠点区分)において発生した預貯金の利息等の収入については、独立行政法人福祉医療機構等に対する借入金の償還金及びその利息、法人本部の運営に要する経費、同一法人が行う社会福祉法第2条に定める第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業の運営に要する経費、及び同一法人が運営する公益事業の運営に要する経費に充当することができるもの。</p> <p>前期末支払資金残高については、あらかじめ理事会の承認を得た上で、当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分を補填できるほか、当該施設の運営に支障が生じない範囲において以下の経費に充当することができるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法人本部の運営に要する経費 2 同一法人が運営する社会福祉法第2条に定める第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業の運営に要する経費 3 同一法人が運営する公益事業の運営に要する経費 	<p>○弾力運用局長通知3(3)</p> <p>○弾力運用局長通知3(4)</p> <p>○社会福祉法</p> <p>○弾力運用局長通知4</p> <p>○社会福祉法</p>	<p>・対象とする借入金が不適切である。</p> <p>・民間施設給与等改善費として加算された額を超えて充当している。</p> <p>・充当先が適正でない。</p> <p>・理事会の承認なく前期末支払資金残高を経費に補填又は充当している。</p> <p>・認められた経費以外に補填又は充当している。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
(2)監査項目8の弾力運用要件4のみ満たさない法人	33 当期末支払資金残高の保有は、当該年度の運営費(措置費)収入の30%以下の保有となっていること。	当期末支払資金残高は、措置費の適正な執行により適正な施設運営が確保された上で、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積立てた結果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の運営費(措置費)収入の30%以下の保有とすること。	○弾力運用局長通知4	・30%を超えて保有している。	C
	34 施設の整備等に係る経費の繰入れは、民間施設給与等改善費の管理費として加算された額に相当する額を限度としていること。	運営費(措置費)を施設の整備等に係る経費(同一法人が運営する運営費(措置費)等補助対象施設及び在宅福祉事業を行うための施設の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費(借入金の償還金及びその利息を含む。))の繰入れのできる範囲は、民間施設給与等改善費の管理費として加算された額に相当する額を限度としていること。	○弾力運用課長通知(問5)1(1)	・限度額を超えて繰入れている。	C
	35 各サービス区分(サービス区分を設けない場合は「拠点区分」。以下同じ。)において発生した運営費(措置費)の運用収入を施設の整備等に係る経費及び法人本部の運営に要する経費に繰入れる範囲は、当該年度のサービス区分の収入決算額の事務費(人件費及び管理費)相当額から生じるであろう運用収入(当該年度のサービス区分の収入決算額の事務費相当額を年間を通じて預け入れた場合に生じるであろう運用収入)を限度としていること。		○弾力運用課長通知(問5)1(2)	・限度額を超えて繰入れている。	C

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
	<p>36 運営費(措置費)は、人件費積立金、修繕積立金又は備品等購入積立金として積立て、それぞれ積立金の目的のために使用していること。</p>	<p>長期的に安定した経営を確保するため将来発生が見込まれる経費として、使用計画を作成の上、以下の積立金に積立て、次年度以降の当該施設の経費に充てることができるものであること。</p> <p>なお、修繕積立金及び備品等購入積立金は、その用途及び使用計画において大規模修繕、業務省力化のための天井リフト、特殊浴槽、洗濯機の購入、又はマイクロバスの購入等が予定されている場合は、国庫補助事業や民間補助事業等の設置者負担分の全部又は一部に充当する財源とすることができるものとする。</p> <p>この場合の経理処理は、支出の目的に応じて各拠点区分の修繕積立金及び備品等購入積立金から充当すること。</p> <p>1 人件費積立金 人件費の類に属する経費に係る積立金</p> <p>2 修繕積立金 建物及び建物付属設備又は機械器具等備品の修繕に要する費用に係る積立金</p> <p>3 備品等購入積立金 業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品を購入するための積立金</p> <p>使用計画の作成については、次の事項に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人件費積立金については、給与規程、職員研修など、各法人における人材養成や人事管理を考慮の上、用途及び使用計画を作成すること。 ・ 修繕積立金については、建物及び建物付属設備の各所修繕など、修繕費の発生が見込まれる時期を考慮の上、用途及び使用計画を作成すること。 ・ 備品等購入積立金については、業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品の購入・更新など、備品等の購入・更新の発生が見込まれる時期を考慮の上、用途及び使用計画を作成すること。 	<p>○弾力運用課長通知(問5)1(3)①</p>	<p>・人件費積立金、修繕積立金又は備品等購入積立金以外の積立を行っている。</p> <p>・使用計画を作成していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
10 運営費(措置費)の管理運用	37 各積立金をそれぞれの目的以外に使用することについては、事前に相模原市長と協議を行い、使用を認められていること。		○弾力運用課長通知(問5)1(3)②	・使用を認められていないが使用している。	C
	38 前期末支払資金残高の取崩しについては、事前に相模原市長と協議を行い、取崩しを認められていること。	前期末支払資金残高については、事前に相模原市長と協議を行い、取崩しを認められた上で、当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分を補填、当該施設の建物の修繕及び業務省力化機器の設備の整備等に使用するために取崩していること。 なお、自然災害その他やむを得ない事由により取崩しを必要とする場合及び取崩す額の合計額が当該年度のサービス区分の収入予算額の3%以下である場合は、事前の協議を省略できるものとする。	○弾力運用課長通知(問5)2	・協議が必要な場合で、認められていないが取崩している。	C
	39 運営費の管理・運用については、銀行、郵便局等への預貯金等安全確実でかつ換金性の高い方法により行っていること。		○弾力運用局長通知5(1)	・安全確実でかつ換金性の高い方法により管理運用していない。	C
	40 運営費(措置費)の同一法人内における他のサービス区分等への貸借は、経営上やむを得ない場合に当該年度内に限り行われていること。	運営費の同一法人内における各サービス区分、各拠点区分及び各事業区分への資金の貸借については、当該法人の経営上止むを得ない場合に、当該年度内に限って認められるものであること。	○弾力運用局長通知5(2)	・年度内における精算が行われていない。	C
11 その他	41 運営費(措置費)の同一法人内における各サービス区分、各拠点区分及び各事業区分以外への貸付けは行っていないこと。		○弾力運用局長通知5(2)	・同一法人以外へ貸付けている。	C
	42 施設利用者から預かっている金銭等は、施設に係る会計とは別途管理していること。	内部牽制に配慮する等個人ごとに適正な出納管理を行っていること。	○運用上の留意事項1(3) ○指導監督徹底通知5(4)エ	・別途管理していない。(軽微な場合B)	B・C

項 目	監査事項	監査内容	関係法令等	評価	判定
	<p>43 会計に関する諸記録を整備し、必要な年数保存していること。</p> <p>44 その他、会計に関する事で不適切な事項がないこと。</p>	<p>会計に関する次に掲げる諸記録を整備していること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 収支予算及び収支決算に関する書類 2 金銭の出納に関する記録 3 債権債務に関する記録 4 物品受払に関する記録 5 収入支出に関する記録 6 資産に関する記録 7 証拠書類綴 <p>また、措置費の請求に関する市長が必要と認める記録を、当該措置費の受領の日から5年間保存していること。</p> <p>なお、文書の保存期間については、他法令等の規定により保存期間が定められている場合は、その保存期間又は条例に定める保存期間のいずれか長い期間とする。</p> <p>(社会福祉法第45条の27第4項) 社会福祉法人は、会計帳簿の閉鎖の時から10年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。</p>	<p>○養護老人ホーム基準条例 ・第9条第1項 ・第4項 ○基準解釈第1-8 ○老人福祉施設基準条例 解釈通知第1-2 ○社会福祉法第45条の27第4項</p>	<p>・記録を整備していない。 ・記録を必要な年数保存していない。</p> <p>・不適切な事項がある。 (軽微な場合B)</p>	<p>C B</p> <p>B・C</p>